

別紙 5

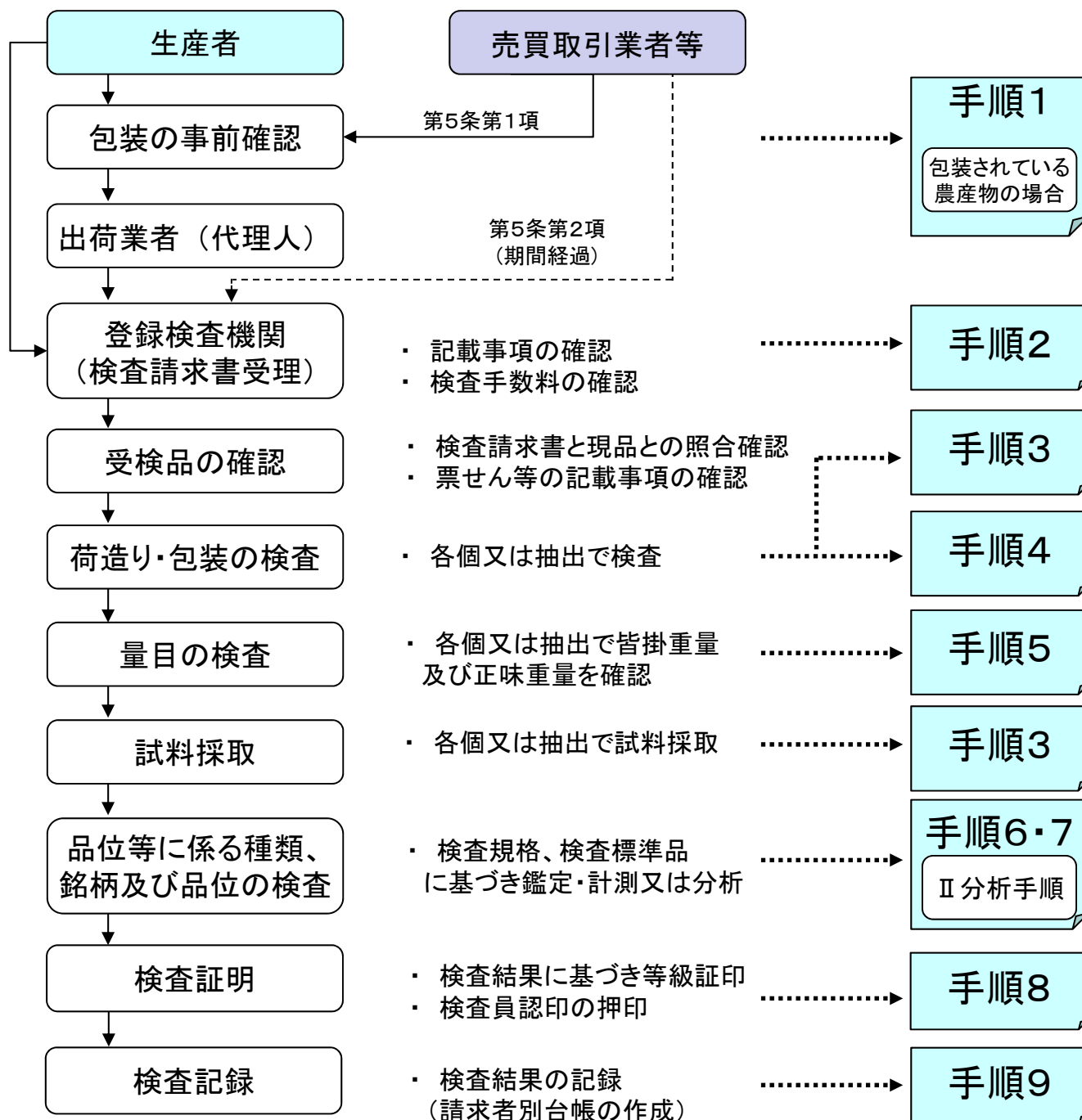
基本要領 I の第 4 農産物検査の実施 国内産農産物の検査実施 マニュアル

I	国内産農産物の検査実施手続	5-1
	手順 1 包装の事前確認の流れ	5-2
	○別紙様式例 国内産農産物の包装の事前確認台帳	5-6
	手順 2 検査請求書の記載方法	5-7
	○別紙委任状例 農産物に係る検査等の委任状	5-9
	○別紙明細表例 検査請求明細表	5-10
	○別紙申出書例 農産物に関する申出書	5-11
	手順 3 品位等検査に係る標準抽出方法	5-12
	手順 4 荷造り及び包装の検査	5-15
	手順 5 量目の検査	5-15
	手順 6 品位等検査に係る鑑定方法	5-15
	手順 7 銘柄検査の実施方法のフローチャート	5-20
	手順 8 検査証明等に関する手続	5-23
	手順 9 検査の記録	5-25
	○別紙様式第 1～第 2 検査証明書	5-26
	○別紙様式例 農産物検査証明確認表	5-27
II	分析手順	5-28
III	国内産農産物の被害粒等の取扱いについて	5-38
IV	期間経過米検査の実施について	5-59
V	飼料用米の検査に係る留意事項について	5-65

I 国内産農産物の検査実施手続

事前情報収集

- 【生産段階の検査】
- ① 生産者の住所地又は、農産物の生産地が検査を行う区域と同一であるか
 - ② 種子更新(種子又は苗の購入)
 - ③ 作付面積(品種別)
 - ④ 地域(平地、山地)の銘柄特徴
 - ⑤ ②から④までの資料以外の基礎的資料等
- 【流通段階の検査】 米穀等の取引等に係る記録及び産地情報の伝達に関する法律に基づく情報等
 売買取引を確認できる書類



包装の事前確認の流れ

手順1

農産物規格規程(平成13年2月28日農林水産省告示第244号)第1の1の附の6に基づく、農林水産省政策統括官が定める、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するとして確認を行う手続は以下のとおりとする。

事前確認の申請

登録検査機関は、農産物検査を請求する者又はその代理人(以下「受検者」という。)から、農産物検査に使用する包装について、事前確認の申請があったときは、事前確認を行う日時、場所等について確認の上、実施する。

この際、受検者は、当該包装が農産物規格規程(以下「規格規程」という。)に定める規格に適合していることを示す製袋業者等の証明書類(記載例:別紙1)を提出する。

- 1 受検者から、当該包装が規格規程に定める規格に適合していることを示す製袋業者等の証明書類が提示された場合は、これらを確認することにより事前確認に代えることができる。
- 2 製袋業者等が規格規程に定める包装の規格に適合することを証明するため、試験方法やその結果を個々の包装に表示を行っている場合には、個々の包装に付されている表示(合格証印等)を確認することにより事前確認に代えることができる。

事前確認

材料及び形状の規定がある農産物の包装

- (1) 材料
規格規程に定める材料を使用したものであることについて確認する。
- (2) 形状
包装の寸法(縦、横、密度、底幅及びひだ)・重さを計測し、表示・仕立方について確認する。

麻袋の表示:別紙2の表示確認
樹脂袋の表示:別紙3の表示確認

確認の抽出方法
標準抽出方法(平成13年3月22日農林水産省告示第443号)に規定する量目並びに荷造り及び包装についての抽出方法とする。

材料及び形状の規定がない農産物の包装

- (1) 材料
麻袋、樹脂袋、紙袋又はポリエチレンフィルム袋であることについて確認する。
- (2) 農産物を荷造りした場合に脱漏のおそれがなく、また、検査を実施するための荷役に耐えられるものであることについて確認する。
- (3) 製造業者名又は販売業者名を確認する。

特例規格による包装

規格規程第1の補則の規定に基づき、包装の規格を別に定めた場合については、当該規格に基づき確認する。

(注)事前確認を行っていない包装による農産物の検査請求が行われる等、上記の手順による包装の事前確認が困難な場合は、農産物の検査前に受検品と同じ空袋を求める等により、重量、寸法及び材質が規格規程に定める包装であることを確認する。

事前確認の結果

登録検査機関は、事前確認の結果について、「別紙様式例」に整理する。
なお、包装に用いる材料は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に触れるものは使用してはならないことを受検者に周知する。
また、刺穴を密封するための粘着紙の材料は、食品衛生上有害な物質を含んでいないものであること。

証明書類記載例

	令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇〇商店 殿 〇〇〇農業協同組合 殿 〇〇〇有限会社 殿	
	東京都千代田区霞が関1-2-1 〇〇製袋株式会社 代表取締役 〇〇〇〇
貴殿に納品する農産物検査用の 【例：第1種紙袋】 については、 農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）に定める包 装の規格に適合していることを証明します。	

(注)

- 1 データ測定等を他の機関に委託している場合は、委託先機関名を記載すること。
- 2 紙袋の材料について、クラフト紙のJIS規格P3401の10表示のe)の参考の規定により、幅3mmの色線(紫線等)を紙の縦方向全長にわたり付してあるものは、包装の事前確認時に材料の確認手段の一つとして用いることができる。

別紙 2

麻 袋 の 表 示

1 表示の箇所

(1) 第1種麻袋

表示は、袋の中央部に赤色の縦糸を織り込んだ1本の線（幅0.5センチメートルのもの。）があり、かつ、袋の片端から約2センチメートルの箇所に輸入主体別の色糸を、同約1センチメートルの箇所に製造工場別の色糸を、それぞれ1本ずつ織り込んだもの。

(2) 第2種麻袋

表示は、袋の中央部に赤色の横糸を織り込んだ1本の線（幅0.5センチメートルのもの。）があり、かつ、袋口から約6センチメートルの箇所に輸入主体別の色糸を、同約3センチメートルの箇所に製造工場別の色糸を、それぞれ1本ずつ織り込んだもの。

(3) 第3種麻袋

表示は、袋の中央部に赤色の横糸を織り込んだ1本の線（幅0.5センチメートルのもの。）があり、かつ、袋口から約4センチメートルの箇所に輸入主体別の色糸を、同約1センチメートルの箇所に製造工場別の色糸を、それぞれ1本ずつ織り込んだもの。

2 表示の区分

輸入主体	輸入主体マーク	A 麻 袋 製 造 工 場		製造工場マーク
		国 別	製 造 工 場 別	
小泉製麻株式会社	赤 色	タ イ	エヌ・イー・ピーリアルティアント インダ ストリー(株)シ ョホー工場	赤 色
			パ クチョン・ジ ユートミル(株)パ クチョン工場	茶 色
		イ ン ド	シリ・テ イク ビ ジ ャイセメント(株)ヘステンク 工場	紫 色
			チャンプ ダニ・インダ ストリーズ (株)本社工場	だいだい色
		バングラデシュ	ハフィ・ジ ユートミルス (株)ハフィス 工場	水 色
		中 国	遼陽麻紡工場	黄 色
日本製麻株式会社	だいだい色	タ イ	パ クチョン・ジ ユートミル(株)パ クチョン工場	緑 色
			レムトン・インダ ストリー(株)ユーラート工場	紫 色
		イ ン ド	グロスター(株)本社工場アナンヤユニット	赤 色
			チャンプ ダニ・インダ ストリーズ (株)本社工場	だいだい色
		バングラデシュ	クレセント・ジ ユートミル(株)本社工場	水 色

別紙 3

樹脂袋の表示

1 表示の箇所

表示は、袋の中央部に幅 1 センチメートルを隔てて、製造会社別の色の縦糸 2 本を織り込んだもの。また、袋の片側、折目の部分に製織会社別の色の縦糸を織り込んだもの。

2 表示の区分

製造会社別	製造会社マーク	製織会社別	製織会社マーク
日本ポリプロ(株)	黄色、黄色各 1 本	ホクレン包材(株)	青色
		北日本製袋(株)	緑色
スナミ加工(株)	黄色 1 本、黒色 1 本	北日本製袋(株)	緑色
ワコー化成(株)	黄色 1 本、青色 1 本	ホクレン包材(株)	青色
		北日本製袋(株)	緑色

別記様式例

国内産農産物の包装の事前確認台帳

農産物の種類：〇〇

包装の種類：第1種〇〇（〇kg）

整理番号	確認年月日	受検者	確認枚数	包装の規格の適否		証明書類の有無	確認実施農産物検査員	備考
				材料	形状			
1	25. 4. 15	JA〇〇	100,000	適	○	○	有 農産物 検査員名印	
2	25. 4. 15	〇〇〇	10,000	適	○	○	無 農産物 検査員名印	実測
	25年度 合計		110,000					

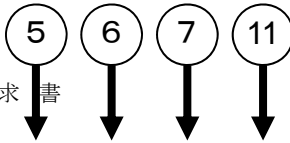
- (注) 1 受検者が代理人の場合には、代理人名で整理すること。
 2 証明書類が付されていた場合、整理番号を付し同台帳と合わせて保存しておくものとする。
 3 証明書類が付されていなかった場合、備考欄に確認を行なった内容を記録しておくものとする。

手順2

検査請求書の記載方法

(別紙記載例)

1 品位等検査を受けようとする農産物



1	種類	生産年度	銘柄	包装の種類	量目	数量	検査手数料額	備考
	水稲うるち玄米	21	〇〇県産コシヒカリ	紙袋	30kg	1,500	37,500	抽出
2	〃	〃	〇〇県産ひとめぼれ	紙袋	30kg	230	5,750	抽出
3	〃	〃	〇〇県産コシヒカリ	ばら		(960×5) 4,800	3,792	
	水稲もち玄米	〃		紙袋	30kg	5	125	
4	醸造用玄米	〃	〇〇県産山田錦	紙袋	30kg	75	1,875	抽出
8	検査手数料の合計額						49,042	

2 希望受検場所 震ヶ関倉庫前
3 希望受検期日 令和〇年〇月〇日

このことについて、農産物検査法
 第3条の品位等検査（米穀の品位等検査）
 第6条の品位等検査（麦の品位等検査）
 第9条の品位等検査（米麦以外の農産物の品位等検査）

を受けたいので、請求します。

令和〇年〇月〇日

12 検査請求者 農林 太郎 他 50名
 代理人 住所 〇〇県〇〇市〇〇町1-2-1
 氏名又は名称 震ヶ関商店 印

(登録検査機関) 名 称
 代表者氏名 殿

①種類

施行規則第1条の表の下欄に掲げる事項を記載する。
 大豆については、用途による区分と粒度による区分を併せて記載する。

②生産年度

施行規則第1条の規定に基づき、農産物が生産された年を記載する。
 ただし、もみ、玄米及び精米は、当年産のもの以外のものは、当該欄を空欄とする。

③銘柄

規格規程に規定する農産物の銘柄について、記載。

産地銘柄:産地銘柄に該当する小豆及びいんげんについては、小豆にあつては「大納言小豆」又は「普通小豆」の別、いんげんにあつては「中長うずら」、「大手亡」、「大正金時」、「北海金時」、「丹頂金時」、「大正白金時」、「白金時」、「福白金時」、「とら豆」、「白花豆」又は「大福」の別を銘柄名と合わせて「銘柄」欄に「〇〇県産〇〇〇〇」と記載することができる。

なお、この場合の「種類」欄には、小豆にあつては「一般小豆」、いんげんにあつては「普通いんげん」と記載。

品種銘柄:銘柄名を「銘柄」欄に記載。

産地品種銘柄:生産された都道府県名と品種名を合わせて「銘柄」欄に「〇〇県産〇〇〇〇」と記載。

その他:銘柄以外のものは、当該欄を空欄とする。

④包装の種類

包装されたもの:「紙袋」、「麻袋」、「樹脂袋」、「ポリエチレンフィルム袋」等規格規程に規定する包装の種類を記載する。
 包装されていないもの:「ばら」と記載する。

⑤量目

包装されたもの:包装の種類別に、規格規程に規定する量目を記載する。
 ばら検査:当該欄を空欄とする。

⑥数量

包装されたもの:個数を記載

ばら:重量をキログラム単位で記載。

同受検ロットがフレキシブルコンテナによって構成されている場合:フレキシブルコンテナごとの重量と個数を括弧書とする。

①～⑪までについて、登録検査機関が、検査請求書の記載方法を業務規程により定めている場合は、この限りでない。

⑦検査手数料額

登録検査機関が業務規程に定める種類ごとの包装別の単価又は1トン当たりの単価に、それぞれ個数又は重量を乗じた額を記載。
 ばら検査:「検査手数料額」欄には小数点第2位(第3位以下は切り捨てる)までを記載。

⑧検査手数料の合計額

種類・銘柄等ごとに算出した額が記載されている各行の額を合計し、1円未満を切り捨てた額を記載。

⑨希望受検場所

登録検査機関が認めた検査場所を記載。

⑩希望受検期日

受検期日を記載。

⑪備考

必要に応じて特記すべき事項を記載。

検査請求書の作成

⑫検査請求者

ア 生産者の住所及び氏名を記載。なお、各種補助金等の申請者の場合、交付申請書等に記載した住所及び氏名又は名称を記載すること。

イ 代理人が請求する場合、当該受検に係る生産者又は売買取引業者等について記載。

(ア) 代理人が検査請求する場合

検査請求者	〇〇	〇〇	他	〇〇名
代理人	住所			印
	氏名又は名称			

(イ) 共同調製施設において共同調製された農産物を代理人が検査請求する場合

検査請求者				
代理人	住所			印
	氏名又は名称			
	(施設の住所、名称)			

代理人が検査請求を行う場合

検査請求者からの検査請求に係る事務等を委任する旨の署名捺印のある文書(委任状)を検査請求書に添えて提出。

ただし、売買取引業者等が生産者の代理人として検査請求を行う場合であって、別途、既にその旨の署名捺印のある文書をもって委任がなされているときは、当該委任に係る文書を明記した検査請求者別明細を提出。

なお、共同調製施設において共同調製された農産物を代理人が検査の請求をする場合、当該共同調製施設における生産者ごとの利用明細を添付し、生産者情報を確認するとともに、最終検査終了後、生産者ごとの確定明細を添付する。

県外で生産した農産物の検査請求を行う場合

生産者が県外で生産した農産物の検査請求を行う場合は、当該農産物の生産地を証明する書類(農業委員会の耕作証明書等)を添付。

品種関連情報の添付

登録検査機関は、

- ① 銘柄鑑定の取扱いに掲げる品種関連情報を記載した書類(別紙申出書例)、
- ② 種子もみ、種子小麦、種子大麦、種子裸麦又は種子大豆の検査に係る請求にあつては、検査に係る種子が、種苗法(昭和22年法律第115号)第61条に基づく指定種苗の生産等に関する基準(平成14年4月1日農林水産省告示第933号。以下「生産等基準」という。)に適合することを証する書類(必要に応じてその根拠となる書類)
- ③ 流通段階の検査に係る請求にあつては、米穀等の取引等に係る記録及び産地情報の伝達に関する法律に基づく情報等を検査請求書に添付することを求めることができる。

検査請求書の受理

- ① 検査請求者から登録検査機関が業務規程において定める様式による検査請求書が提出されたときは、速やかにこれを受理し、農産物検査を行う。
- ② 検査請求書の受理にあつては、請求者の本人確認(免許証等身分証明が可能な書類)を行う。
- ③ 検査請求書の提出があつたときは、正当な理由(農産物検査に関する基本要領Ⅰの第4の1に規定する検査場所の要件を満たしていないなど)がある場合を除き、検査請求書の受理を拒否することはできない。
- ④ 検査請求書の受理に当たっては、その内容を十分に確認する。
ア 検査請求が法第14条第1項に合致するものか確認する。
イ 各種補助金等の申請者の場合、必要に応じ加入者登録等の写しを求め確認する。

帳簿の作成

登録検査機関は、検査請求者(代理人が検査請求を行った場合は、委任された生産者)ごとに、法第25条に基づく帳簿として検査請求者別検査台帳(国内産農産物)(以下「検査台帳」という。)を作成する。
ただし、共同乾燥施設において共同調製された農産物を代理人が検査請求する場合においては、共同調製施設ごとに検査台帳を作成することができる。

別紙委任状例

農産物に係る検査等の委任状

令和 年 月 日

殿

代理人 住所
氏名 印

この者を代理人と定め、農産物検査法（昭和26年法律第144号）に基づく検査の請求、検査試料の代理受領等の受検に関する一切の権限を委任します。

生産者 住所
氏名 印
電話番号 () -

記

種類	生産年度	銘柄	包装の種類	量目	数量	左記銘柄に係る前回までの検査総数量	備考

- (注1) この委任状は検査請求書に添付する。
- (注2) 生産者住所・氏名以下の記載項目は自筆とする。
- (注3) 「〇〇」欄は、空欄としても構わない。

※ 本委任状例を基に委任状様式を作成する場合に当たっては、必要に応じて(注3)を追加すること。また、上記の表そのものが不要な場合には、削除しても構わない。

別紙申出書例

令和 年産農産物に関する申出書

令和 年 月 日

登録検査機関

殿

住所
氏名

印

令和 年産 農産物の作付けについて次のとおり相違ないことを申出いたします。

【作付面積・出荷数量等内訳】

種 類	品 種 名	作付面積 (a)	出荷数量内訳 (30kg個)			飯 米 等 自 家 消 費 数 量	備 考
			申出先検 査機関	左記以外	計		
水稲うるち 玄米							
	水稲うるち玄米計						
水稲もち 玄米							
	水稲もち玄米計						
普通小麦							
普通大豆							

※ この申出の内容は、農産物検査以外には使用しませんので事実に基づきありのままを記入してください。

手順3

品位等検査に係る標準抽出方法

包装されている国内産農産物

種類及び銘柄並びに品位

量目並びに荷造り及び包装

検査荷口の構成

検査請求者は、あらかじめ次の個人荷口又は合併荷口（以下総称して「検査荷口」という。）を構成する。
 なお、生産者が個々に乾燥、調製を行った農産物に係る検査荷口については、原則として個人荷口で実施する。

(1) 個人荷口
 個人荷口は、同一検査請求者が、農産物の種類ごとに、生産年度、銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位が同一な農産物の集まりで構成する。

(2) 合併荷口
 合併荷口は、複数の検査請求者の個人荷口の全部又は一部を合併して構成する。

抽出個数の決定

農産物の種類ごとに、次の表に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、抽出個数を決定する。
 ただし、品質の下見、調製指導の浸透状況及び検査請求者の過去の検査実績から推定し、検査荷口が均質でなく、抽出検査の実施に支障があると判断される場合は、当該検査荷口の全個体を抽出個数とすることができる。

農産物の種類ごとに、次の表に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、抽出個数を決定する。

農産物の種類	検査荷口の大きさ	抽出個数	合格判定個数
でん粉	2 - 50 個	2 個	0 個
	51 - 100	3	0
	101 - 200	5	0
	201 - 500	8	0
	501 - 1,000	13	1
	1,001 - 3,000	20	1
	3,001 - 10,000	32	1
	10,001 - 35,000	50	2
	35,001 以上	80	3
	でん粉以外の農産物	2 - 15個	全個
16 - 25		13	0
26 - 50		15	0
51 - 100		18	0
101 - 200		20	0
201 - 1,000		32	1
1,001 - 3,000		50	3
3,001 - 10,000		80	5
10,001 - 35,000		125	10
35,001 以上		200	18

検査荷口の大きさ	抽出個数	合格判定個数
2 - 50個	2個	0個
51 - 100	3	0
101 - 200	5	0
201 - 500	8	0
501 - 1,000	13	1
1,001 - 3,000	20	1
3,001 - 10,000	32	1
10,001 - 35,000	50	2
35,001 以上	80	3

抽出の手順

決定した数の抽出個数を、当該検査荷口から無作為に抽出するとともに、抽出した個体から試料を採取する。
 なお、大規模乾燥調製貯蔵施設等において調製され、又は貯蔵された状態から直接包装されたものについては、包装されていない状態のものを検査荷口とし、自動試料採取装置（オートサンプラー）により、当該検査荷口の重量の10,000分の1以上の量を無作為に抽出したもから試料を採取することができる。

抽出の中止

品位の検査の結果、規格規程に適合しない個体（以下、「不適合個体」という。）の数が上の表に掲げる当該検査荷口の大きさの欄に掲げる区分ごとの合格判定個数を超えたときは、当該検査荷口の全個体から試料を採取する。
 この場合、当該不適合個体については、当該個体に係る品位に格付けする。
 なお、品位を除く種類、生産年度又は銘柄の検査の結果、不適合個体が出たときは、抽出を中止し、当該検査荷口の全個体から試料を採取する。

検査の結果、不適合個体の数が上の表に掲げる当該検査荷口の大きさの欄に掲げる区分ごとの合格判定個数を超えたときは、当該検査荷口の全個体を検査する。
 この場合、当該不適合個体については、当該個体に係る結果に格付けする。

包装されていない国内産農産物

試料採取
場所の確認

包装されていない国内産農産物の検査に係る試料採取場所(共同利用施設又は個人が所有する乾燥貯蔵調整施設等)については、計量機並びに受検品の十分な混合及び包装されていない国内産農産物の出荷のための設備を有するとともに、これら設備が適切に管理・運営されていることを確認する。

検査荷口の構成

検査請求者は、あらかじめ次の個人荷口又は合併荷口(以下総称して「検査荷口」という。)を構成する。

なお、生産者が個々に乾燥、調製を行った農産物に係る検査荷口については、原則として個人荷口で実施する。

個人荷口

個人荷口は、同一検査請求者が、生産年度、銘柄、容器及び品位が同一な農産物の集まりで構成する。

合併荷口

合併荷口は、複数の検査請求者の個人荷口の全部又は一部を合併して構成する。

包装個々に量目等の検査証明を求めない場合の取扱い(飼料用もみ又は飼料用玄米)

包装された飼料用もみ又は飼料用玄米であって、個々に量目並びに荷造り及び包装の検査証明を必要としない旨の検査請求があった場合、当該検査荷口が生産年度及び品位について同一な農産物の集まりで構成されていることを確認の上、当該検査荷口を包装されていないものとして取り扱うことができる。

この場合、包装に検査証明欄が印刷されている場合は、マジック等を用い当該検査証明欄に「×」と記入すること。

検査荷口の数量確認方法

検査荷口がフレキシブルコンテナ等の場合の数量確認は、次の方法を例に行うこと。

フレキシブルコンテナを個々に確認する方法

フレキシブルコンテナの重量をそれぞれ計量器で計測し、フレキシブルコンテナの風袋重量を差し引いて算出した重量により数量を確認する。

トラックスケールにより数量を確認する方法

農産物が積載された状態で車両の重量を計測し、農産物を降ろした後の車両の重量、荷役のためパレット等を用いた場合はその重量及びフレキシブルコンテナの風袋重量を差し引いて算出した重量により数量を確認する。

包装個々に量目等の検査証明を求めない場合の数量を確認する方法(飼料用もみ又は飼料用玄米)

20kg詰めや25kg詰めなど、一定の量目で統一された検査荷口にあつては、標準抽出方法第1の1の(2)に定める抽出個数につき、検査実施マニュアルⅠの手順5の確認方法に準じ、1個当たりの量目を確認の上、当該量目に検査荷口の数量を乗じて算出した重量により確認する。

なお、一定の量目で統一されていない検査荷口にあつては、全個体の重量を確認すること。

取試する量を採

試料の量は、検査荷口の重量の10,000分の1以上とする。

検査荷口がフレキシブルコンテナ等の運搬用具によって構成されている場合は、運搬用具ごとにその重量の10,000分の1以上の量の試料を採取し、当該試料を合併して当該検査荷口の試料とする。なお、検査荷口が小さい場合は、鑑定及び分析が可能な最低量を採取する。

試料を採取する方法

大規模乾燥調製貯蔵施設・乾燥調製施設等の自動試料採取装置(オートサンプラー)

(1) 経時的かつ連続的に試料を採取する。

フレキシブルコンテナの場合又はトラック等に直接積載する場合

(2) 試料採取位置及び層が特定の部位に偏ることがないように配慮した上で、フレキシブルコンテナ又はトラック等ごとに5箇所以上を目安に試料を採取する。

包装個々に量目等の検査証明を求めない場合(飼料用もみ又は飼料用玄米)

(3) 試料を採取する包装に偏ることがないように配慮した上で、5包装以上を目安に試料を採取する。

登録検査機関の長が、当該検査荷口からの試料採取が(1)から(3)までの方法により難しいと認める場合は、(1)から(3)まで以外の試料採取方法を業務規程に定める。

検査荷口の確認

検査荷口が、生産年度、銘柄及び品位について同一の農産物の集まりで構成されているかを確認する。

なお、検査荷口が生産年度、銘柄及び品位について同一の農産物の集まりで構成されていないと判断した場合は、全ての運搬用具等から試料を採取するなどして検査荷口の再構成を行う。

検査の記録等

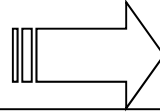
登録検査機関は、鑑定の結果及び分析を行った場合には当該分析の結果を記録するものとし、必要に応じて採取した試料を保存する。

手順4

荷造り及び包装の検査

荷造り 包装の 検査

① 包装の事前確認



手順1参照

② 荷造りの検査

- (1) 緊括材料及び緊括方法
規格規程に基づく材料及び方法によるものかどうか。
- (2) 緊括の程度
 - ア 農産物の脱漏がないかどうか又は脱漏のおそれがないかどうか。
 - イ 荷役及び保管に耐えられる荷造りであるかどうか。

手順5

量目の検査

量目の 検査

量目は、原則として皆掛重量から風袋重量を差し引いて得られる正味重量が、規格規程に規定された量目の区分に適合しているか確認する。

なお、期間経過米の検査を行うときは、検査証明書の「正味重量規格」欄の「規格」の文字を抹消の上、当該正味重量を百グラム単位(〇〇.〇kg)まで記載又は訂正する。

手順3参照

鑑定試料の採取

試料の 採取

試料の採取は、検査荷口ごとに各個又は標準抽出方法及び手順3により行う(かんしょ生切干を除く)。

かんしょ生切干は、受検数量の10%を開口し、残りについては専用の穀刺により全量刺し入れを行い試料を採取する。

手順6

品位等検査に係る鑑定方法

種 類

種類の検査は、検査を行うために採取した試料ごとに規格規程において定める種類について、視覚等により行う。

なお、生産年度については、視覚及び臭覚のみによっては検査を行うことができない場合は、「標準計測方法の運用、検査機器の仕様・精度の確認、その他試験等の方法マニュアル」により行う(でん粉を除く)。

銘 柄

銘柄の検査は、当該銘柄の特性・特徴を見極めるほか、異品種粒の混入が認められないことを視覚により行う。

また、種子更新、品種ごとの作付状況等について、各受検者に書類の提出を求める、又は法第27条で定める機関に照会することにより品種関連等情報の把握を的確に行う。

手順7参照

品位	鑑定の方針	<p>鑑定方法(平成13年3月14日農林水産省告示第333号)(抄)</p> <p>1 鑑定は、規格規程において定める農産物の種類ごとの品位について、視覚、触覚、臭覚及び聴覚を用いて行うものとする。ただし、視覚、触覚、臭覚及び聴覚を用いて行う鑑定のみによっては、適正な品位等検査に係る品位の検査を行うことができないと認められる場合には、標準計測方法により測定した結果を用いて鑑定を行うものとする。</p> <p>2 国内産玄米(水稻うるち玄米に限る。)の死米(規格規程第一の二の定義において定める死米をいう。以下同じ。)及び着色粒(規格規程第一の二の定義において定める着色粒をいう。以下同じ。)の混入割合の鑑定は、前号の規定にかかわらず、標準計測方法により穀粒判別器で測定した混入割合を用いて行うことができる。ただし、死米について当該混入割合が政策統括官が別に定める値を超えた場合並びに着色粒について当該混入割合が0.1%、0.3%及び0.7%であった場合には、それぞれ視覚、触覚、臭覚及び聴覚を用いて鑑定を行うものとする。</p> <p>3 視覚、触覚、臭覚及び聴覚を用いて行う鑑定は、日光の直射及び物体の反射光線の影響を受けない条件の下で行うものとする。</p>
	事鑑定	<p>鑑定事項は、規格規程において定める農産物の種類ごとの品位について行う。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">Ⅲ 国内産農産物の被害粒等取扱い参照</div>
	取数値の扱い	<p>品位規格項目の判定に当たっての数値の取扱いは、別に規定する場合を除き、規格規程に定める品位の数値が整数の場合は小数点以下第1位の数値を、小数点以下nけたの場合は(n+1)けた目の数値を、四捨五入する。</p>
	び鑑定分析方法及び	<p>鑑定に当たっては、その地域において生産される農産物の品種及びその特性を十分把握し、鑑定を行うものとする。</p> <p>分析を行う場合は、「標準計測方法の運用、検査機器の仕様・精度の確認、その他試験等の方法マニュアル」のⅠの第1の5の規定に基づき、検査荷口から採取した試料を合成、均質に縮小及び分割し、検査実施マニュアルⅡの分析手順により行うものとする。</p>
	異物	<p>異物として土砂は混入してはならない。またこれに類するものとして、農産物検査に関する基本要領Ⅰの第4の1に規定する石、ガラス片、金属片及びプラスチック片とする。</p> <p>なお、飼料用もみ及び飼料用に供される大麦における異物の取扱いについては、倒伏等によりもみ又は大麦に付着した泥などは、これを異物に含めない。</p>
	鑑定方法(米穀)	<p>形質 整粒、未熟粒の形質がいずれの等級に該当するものであるかを標準品との比較により行う。</p> <p>色 種子もみ及び醸造用玄米の試料について、その品種の固有の色を保持しているか否かについて行う。(銘柄、非銘柄問わず、その地区における通常の栽培条件で生産されたときに呈する品種の色)</p> <p>発芽率 種子もみの試料について、整粒の形質、色及び調製の程度について行う。(なお、発芽率については、生産等基準に適合していることを証する書類により確認する。)</p> <p>整粒 整粒の割合(全量に対する重量比(%))について行う。</p> <p>粒被等害 それぞれの項目別にその割合(全量に対する重量比(%))について行う。穀粒判別器による国内産玄米(水稻うるち玄米に限る。)の死米及び着色粒の混入割合の鑑定は、鑑定方法及び標準計測方法により行う。</p> <p>質粉粒状 精米の試料について、粉状質粒の割合(全量に対する重量比(%))について行う。</p> <p>砕粒 精米の試料について、砕粒の割合(全量に対する重量比(%))について行う。</p> <p>種異粒品 種子もみの試料については、異品種粒の割合(全量に対する重量比(%))又は有無について、醸造用玄米の試料については、異品種粒の混入の有無について行う。</p> <p>水分 試料を抜き取る際の穀刺のすべり具合、試料をカルトン又は見取箱に入れるときの音、試料を掌にとったときの触感、試料を握ったときの触感、圧砕(歯砕)感及び色沢等による鑑定並びに検査荷口ごとの標準計測方法を用いた計測を行うものとする。</p>

品 位	鑑定方法(麦)	形質	試料について、その構成している粒の形質がいずれの等級に該当するものであるかを標準品との比較により行う。	
		色	種子小麦、種子大麦及び種子はだか麦(以下「種子麦」という。)及びビール大麦の試料について、その品種の固有の色を保持しているか否かについて行う。	
		発芽率	種子麦の試料について、整粒の形質、色及び調製の程度について行う。 (なお、発芽率については、生産等基準に適合していることを証する書類により確認する。)	
		発芽勢	ビール大麦の試料について、整粒の形質、色及び調製の程度について行う。	
		整粒	整粒の割合(全量に対する重量比(%))について行う。	
		率 硝子	強力小麦の試料について、整粒中に占める硝子質粒の割合について行う。	
		細麦	ビール大麦、普通小粒大麦(飼料用に供される普通小粒大麦)及び普通大粒大麦(飼料用に供される普通大粒大麦)の試料について、細麦の占める割合(全量に対する重量比(%))について行う。	
		粒被等害	それぞれの項目別にその割合(全量に対する重量比(%))について行う。	
		種異粒品	種子麦については異品種粒の混入の有無について、ビール大麦及び強力小麦については異品種粒の割合(全量に対する重量比(%))について行う。	
		水分	試料を抜き取る際の穀刺のすべり具合、試料をカルトン又は見取箱に入れるときの音、試料を掌にとったときの触感、試料を握ったときの触感、圧砕(歯砕)感及び色沢等による鑑定並びに検査荷口ごとの標準計測方法を用いた計測を行うものとする。	
		容積重	試料を掌にとり、形質、整粒歩合及び水分等を勘案の上、その重量感による鑑定並びに検査荷口ごとの標準計測方法を用いた計測を行うものとする。	
		鑑定方法(豆類及びそば)	粒度	大豆の試料について、大粒、中粒、小粒、極小粒それぞれの区分に従い、規格規程に定める粒度の割合(全量に対する重量比(%))について行う。 だったんそばの試料について、規格規程に定める粒度の割合(全量に対する重量比(%))について行う。
			形質	試料について、その構成している粒の形質がいずれの等級に該当するものであるかを標準品との比較により行う。 なお、充実度は、粒の色及び形状によって行うが、豆類にあっては、おおむね未熟のものは、粒の色が淡く、粒形が小粒、扁平で粒面に凹凸があるといった外観を呈することに留意する。
			率 発芽	試料について、形質及び色沢並びに調製の程度について行う。 (なお、大豆の発芽率については、生産等基準に適合していることを証する書類により確認する。)
整粒	小豆及びいんげんの試料について、整粒の割合(全量に対する重量比(%))について行う。			

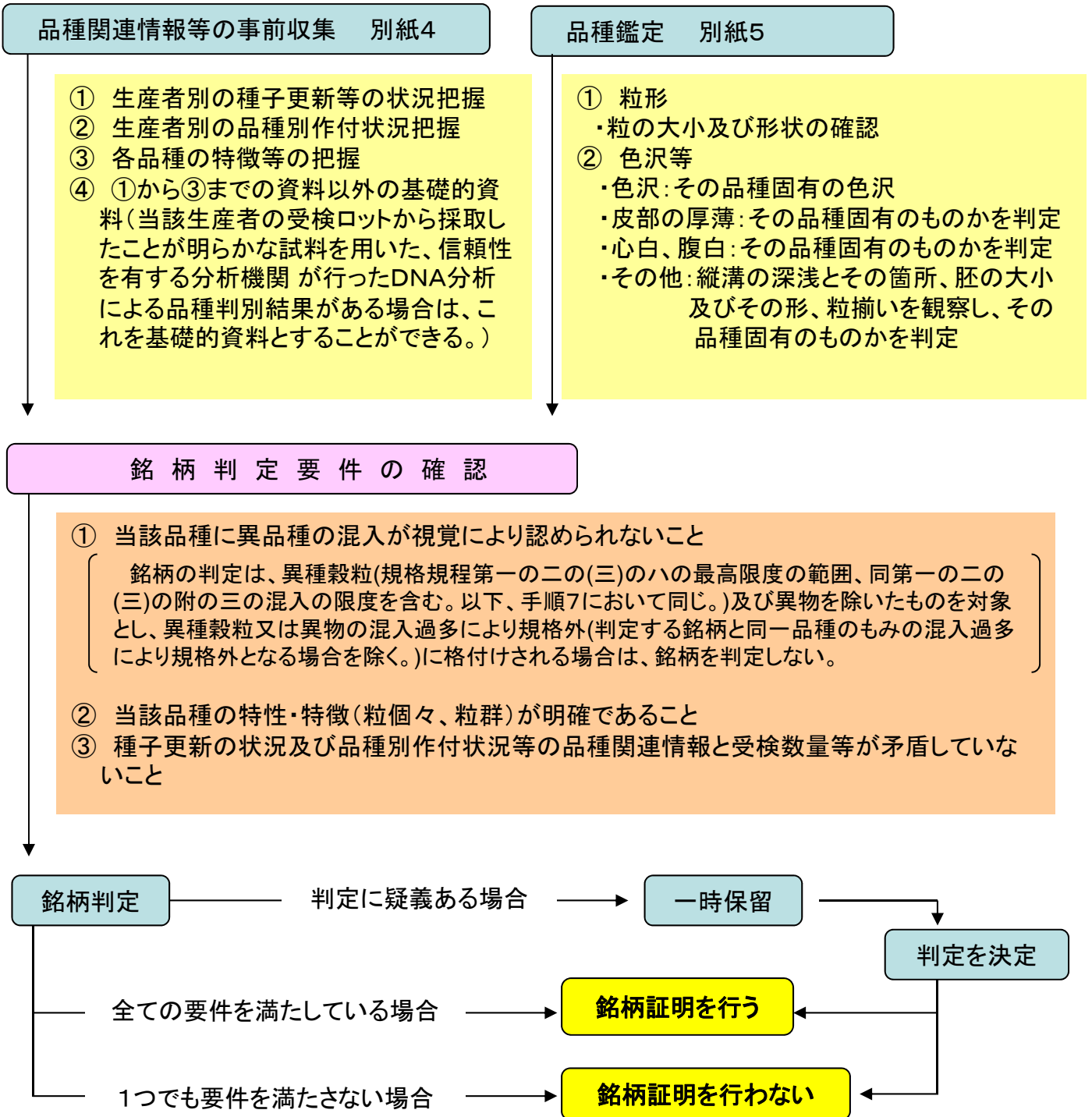
品 位	鑑定方法(豆類及びそば)	粒被等害	被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物のそれぞれの割合(全量に対する重量比(%))について行う。
		種異粒品	異品種粒の割合(全量に対する重量比(%))について行う。
		水分	試料を抜き取る際の穀刺のすべり具合、試料をカルトン又は見取箱に入れるときの音、試料を掌にとったときの触感、試料を握ったときの触感、圧砕(歯砕)感及び色沢等による鑑定並びに検査荷口ごとの標準計測方法を用いた計測を行うものとする。
		容積重	そばの試料を掌にとり、形質、整粒歩合及び水分等を勘案の上、その重量感による鑑定並びに検査荷口ごとの標準計測方法を用いた計測を行うものとする。
	鑑定方法(かんしょ生切干)	品質	充実度、質の硬軟、形状の可否(かんしょ平切干に限る。)、色沢の良否等がいずれの等級に該当するものであるかを、標準品との比較により行う。
		厚さ	かんしょ平切干の試料をはさみ尺にて行う。
		粒度	かんしょ粗砕切干の試料について、規格規程に定める粒度の割合(全量に対する重量比(%))について行う。
		水分	試料を抜き取る際の穀刺にかかる抵抗、試料を掌にとったときの触感、試料を手で折ったときの触感や音、歯砕感及び色沢による鑑定並びに検査荷口ごとの標準計測方法を用いた計測を行うものとする。
		くず	皮部の残存の多いものの割合(全量に対する重量比(%))について行う。
		も変の質	変色、虫害については肉眼により、異臭については臭覚により行う。
		異物	かんしょ生切干以外のものの占める割合(全量に対する重量比(%))について行う。
	鑑定方法(でん粉)	色沢	標準品との比較を行うとともに、試料及び標準品をそれぞれペッカーで板上に引き伸ばし、両者を比較し行う。 なお、これにより判定が困難な場合は、次の(a)から(d)までに示す方法の順に鑑定を行う。 (a) トルエン 試料及び標準品にそれぞれトルエンをかけて、湿色の状態で比較する。この結果、標準品の色相と異なる場合は、色相の濃淡の度合(明度)を比較し行う。 (b) 透視テスト ばれいしょでん粉の試料について、同質の硝子板二枚の間に、試料及び標準品をそれぞれ粉状にして入れ、上下に引き伸ばしつつ透視光線により、明暗の差を比較し行う。 (c) 糊化テスト 試料及び標準品のそれぞれをよく粉碎し、少量の水を加え、攪拌しながら加熱し、糊化した時又は熱湯をかけ表面の糊化した時の色の状態を比較し行う。 (d) 糖化テスト 試料約10グラム及び標準品約10グラムをそれぞれフラスコに入れて、水約100mlを加え、さらに希硫酸約10mlを加えて沸騰湯せんに浸し、途中数回浸透攪拌しながら30分間置き、この液の透明度及び色を比較し行う。 なお、このテストに用いる希硫酸は、容積比で水4に対し濃硫酸1を加えたものとする。

品位	鑑定方法(でん粉)	きょう 雑物	<p>試料をペッカーで板上に引き伸ばし、両者を肉眼により比較し行う。 なお、これにより判定が困難な場合は、次に示す方法によるものとする。</p> <p>(a) 試料をペッカーで板上に引き伸ばし、2センチメートル角程度の台枠をもったルーペを使用し、その枠内に点在するきょう雑物の程度を行う。</p> <p>(b) 糖化テスト 微細なでん粉粒の混入のおそれがある場合は、糖化テストを行い(方法は色沢に準ずる)、液の沈でん物(残査)の程度により行う。</p> <p>(c) ヨウ素テスト(糊化でん粉の混入のおそれがある場合) 試料約10グラムをビーカー等に入れ、40℃程度の温水約50mlを加えて、途中数回浸透攪拌しながら5分間置き、上澄液を分取し、濃度0.1%のヨウ度液(ヨウ素10グラムとヨウ化カリ20グラムと水約50mlに完全に溶かしたのち、水を加えて1,000mlとする)を適宜滴下して着色の程度について行う。 なお、このテストに用いる濃度0.1%のヨウ素液については、日本薬局方による稀ヨードチンキ(100ml中ヨウ素3グラム及びヨウ化カリ2グラムを含む)に加水し、30倍に稀釈した溶液を用いても差支えない。</p>
		臭気	でん粉固有の臭い以外の異臭の程度について行う。
		水分	試料を握りしめた際のかたまりの崩れ具合、試料を板上に落下させたときの飛散の状態及び落下後板を傾斜させたときの粘着する程度、ペッカーで引き伸ばしたときの抵抗及び硬さの程度、試料を舌端にのせたときの感じ、又は指頭で摩擦したときの音による鑑定並びに検査荷口ごとの標準計測方法を用いた計測を行うものとする。
		砂分	指ですりつぶしたとき、ペッカーで引き伸ばしたときの感触、歯碎感又は2センチメートル角程度の台枠をもったルーペを使用し、その枠内に点在するきょう雑物の程度について行う。
		酸性度	<p>試料5.0グラムに水10mlを加えて十分に攪拌し、試料がおおむね沈でんしてから上澄液にpH試験紙の小片を浸し、直ちに引き上げて速やかに浸漬部の色をpH試験紙付属の標準変色表と比較し行う。</p> <p>なお、pH試験紙は、試料のpHに応じてブロムクレゾールグリーン(pH4.0~5.6)、メチルレッド(pH5.4~7.0)、ブロムチモールブルー(pH6.2~7.8)のいずれかを用いる。</p>
		たん 白 及 び 灰 分	たん白及び灰分は、色沢との相関があるため、色沢の鑑定の際留意して色沢の鑑定を行い、その結果、判定された等級をもって、たん白及び灰分の等級についても該当するものとみなして差し支えない。
		粒度	規格規定に定める大きさのふるいを使用し、でん粉がふるい目を通ずるか否かにより行う。
		アルカリ性	酸性度に準じて行う。
等級決定	品位の各項目についての判定の結果、最も下位に鑑定された項目の該当する等級を決定等級とする。		

鑑定の終わった残りの鑑定試料は、当該受検者に返戻する。

手順7

銘柄検査の実施方法のフローチャート



農産物検査以後におけるDNA鑑定を用いたモニタリングや検証のための基準

農産物検査以後において、任意にDNA分析を用いて異品種の混入状況について確認する場合の異品種の混入限度は5%とし、これを超える場合は銘柄証明を取り消すものとする。

ただし、意図的な異品種の混入が明らかである場合は、異品種混入限度内であっても、銘柄証明を取り消すものとする。

別紙 4

品種関連情報の把握のチェックポイント

1 個人（請負耕作を含む。）調製の場合

- (1) 種子の確保
 - ・購入か、自家採取か（品種別種子量、作付予定面積等）
 - ・種子の保管管理状況（保管場所、方法等）
- (2) 苗の確保
 - ・自己育苗か、育苗センター等からの購入か（品種別苗量、作付予定面積等）
 - ・苗の品種別管理状況（苗箱〔品種〕別のラベル表示等）
- (3) 収穫、乾燥、調製・それぞれの作業工程毎の品種別管理の状況

2 共同調製施設（CE・RC）の場合

- (1) 種子の確保
 - ・1の(1)と同様
- (2) 苗の確保
 - ・1の(2)と同様
- (3) 収穫
 - ・品種別・時期別の収穫（集荷）計画の策定とそれに則した実施状況の確認
- (4) 乾燥、調製
 - ・もみの品種別荷受け状況の確認（異品種混入防止の方法）、品種別の乾燥・調製に係るサイロ等の管理方法

品 種 鑑 定 の 方 法

	鑑 定 内 容	A	B	C
1 外 観 形 質	その米が、どのような条件下で生育し、収穫されたものであるかを外観的形質により推定する。 (例えば、早期栽培品種か普通栽培品種か)		○	
2 形 質	① 粒の大小	○	○	○
	② 形：丸いか長いか、厚いか薄いか等を観察する。さらに部分的に粒形を形どる線の細部について観察する。	○	○	○
3 色 沢 等 の 特 徴	① 色沢：その品種固有の色沢か、土質、気象等の環境差によるものかを判定する。	○	○	○
	② 皮部の厚薄：その品種固有のものか、気象等の環境あるいは刈取りの時期によるものかを判定する。	○	○	○
	③ 心白、腹白：その品種固有のものか、温度差等気象条件あるいは栽培環境によるものかを判定する。		○	○
	④ 被害粒：例年傾向として発生するものか、その年の特異な気象条件なり病害虫の発生によるものかを判定する。		○	○
	⑤ 縦溝の深浅とその箇所、胚の大小及びその形、粒揃いを観察して、その品種固有のものか、土壌、気象等の環境、選別の良否によるものかを判定する。	○	○	○
	⑥ その他：玄米に現れる特徴は、正常に生育した場合には、その品種のもつ固有の特徴が比較的明瞭に現れるが、異常に生育した場合には、その特徴が失われることに留意する。(例えば、倒伏した米や極端に粒張りのよい米などについては注意する必要がある。)			

(注) 品種の特徴は、次のAとBの両方の観点から分析し、併せてCについて検討する必要がある。

A (粒個々の特徴)

どの粒も持っている特徴及び比較的多数の整粒が傾向として持つ特徴を把握する。

B (粒群の特徴)

粒個々ではさして特徴がなくても、粒群で見ると品種特性が明確になる品種や、縦溝の深浅、皮部の厚薄の感じが粒個々でみた場合と異なる品種もあるので、これらのことを踏まえ、品種固有の特徴を把握する。

C (同系統品種との違い)

粒形、皮部の厚薄等の粒個々の違い及び心白(乳白)、腹白の多少や未熟粒、被害粒等の発現の違い等、同一品種であっても、粒群による特徴の違いを比較して各品種の特徴を把握する。

検査証明等に関する手続

検査証明等に関する留意事項

1 受検前の銘柄以外の品種名の「銘柄」欄の記載禁止

農産物検査員は、受検者に対して、規格規程に規定する銘柄以外の品種については、受検前に「銘柄」欄に記載することがないよう事前に周知する。
農産物検査員は規格規程に規定する銘柄以外の検査請求があった場合は、「銘柄」欄に記載が無いことを確認する。

2 検査証明未確認受検品の移動の禁止

農産物検査員は、農産物検査員が検査証明の内容を最終確認していない受検品が、誤って倉庫へ搬入される等移動されないよう、受検関係者に事前に十分周知する。

3 検査証明の最終確認の徹底

農産物検査員は、検査証明の内容及び記載事項について、自らが最終確認を行うものとし、最終確認したことが記録として残るよう、受検ロットごとの検査野帳又は農産物検査証明確認表(別紙様式例)を利用することにより、最終確認を行う。
なお、飼料用米については、規格規程に銘柄が設定されていないことから、銘柄欄が抹消されていることを必ず確認する。

検査証明の表示

包装に印刷を行う場合

規則別記様式第9号、第10号、第11号、第12号又は第15号による表示を包装に印刷する場合、表示の色は包装の色と対照的な色とし、表示に用いる文字は見やすい大きさ及び書体とする。
なお、印刷の色は、うるち米は緑色、もち米用は赤色等と色を分けて使用することができる。

規則別記様式第9号、第10号、第11号、第12号の検査証明欄のサイズは、押印を行う規則別記様式第6号の等級証印がはみ出さないサイズとすること。

包装に票せんを使用する場合

貼り付ける場合

規則別記様式第9号、第10号、第11号、第12号又は第15号による表示を印刷した票せんを貼り付ける箇所は、包装の表面の見やすいところとする。
なお、貼り付ける際は、貼り付けた票せんに日付印をもって割印を押印すること。

縫い付ける場合

票せんに縫い付ける箇所は、規則別記様式第9号、第10号又は第11号による表示を印刷した票せんにあっては縫い目の片端から目数2又は3の箇所とし、規則別記様式第12号又は第15号による表示を印刷した票せんにあっては袋口の中央部とする。

結びつける場合

票せんに結び付ける箇所は、規則別記様式第12号又は第15号による表示を印刷した票せんにあっては袋口又は口ひもの中央部、規則別記様式第9号、第10号及び第11号による表示を印刷した票せんにあっては袋口又は口ひもの中央部以外とする。

検査証明の記載内容

別記様式第9号

検査証明書			
何年産	②	種類	①
銘柄	③		
正味重量規格	何 kg	④	等級
⑤	何 kg	⑥	
皆掛重量	何 kg	検査年月日及び検査員認印	

荷造り、包装及び左記の事項を証明する。

何 登録検査機関

① 種類

規則第1条の表の下欄に掲げる事項を記載し、大豆については、用途による区分と粒度による区分を併せて記載する。

② 生産年度

規則第1条の規定に基づき、農産物が生産された年を記載する。ただし、もみ、玄米及び精米にあっては、当年産のもの(生産された年の翌年の10月31日までに検査を行うべきことを求められたものをいう。)以外のものは、当該欄を抹消する。

なお、「年産」欄及び「種類」欄を訂正する場合は、当該農産物の検査を行う登録検査機関の農産物検査員の日付印の押印により行う。

③ 銘柄

農産物規格規程(平成13年2月28日農林水産省告示第244号。以下「規格規程」という。)に規定する農産物の銘柄について、次により記載する。

ア 産地銘柄

産地銘柄に該当する小豆及びいんげんについては、小豆にあっては「大納言小豆」又は「普通小豆」の別、いんげんにあっては「中長うずら」、「大手亡」、「大正金時」、「北海金時」、「丹頂金時」、「大正白金時」、「白金時」、「福白金時」、「とら豆」、「白花生」又は「大福」の別を銘柄名に合わせて「銘柄」欄に「〇〇県産〇〇〇〇」と記載することができる。

なお、この場合の「種類」欄は、小豆にあっては「一般小豆」、いんげんにあっては「普通いんげん」と記載する。

イ 品種銘柄

銘柄名を「銘柄」欄に記載する。

ウ 産地品種銘柄

生産された都道府県名と品種名を合わせて「銘柄」欄に「〇〇県産〇〇〇〇」と記載する。

エ その他

(ア) 農産物検査法第14条に係る品位等検査を行う場合であって、品位等検査の結果により、規格規程に規定する銘柄に該当しないときは、「銘柄」欄の記載事項を抹消する(参考1)。

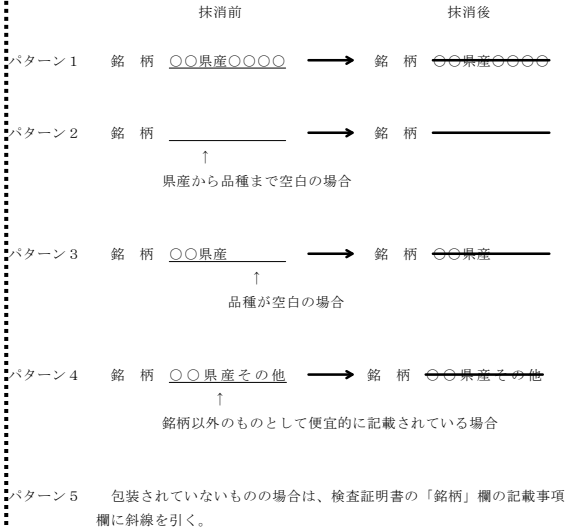
また、「銘柄」欄の記載事項が抹消されている場合は、適正に抹消されているか確認を行う。

(イ) 「銘柄」欄の訂正については、誤った記載事項を抹消の上、農産物検査員の認印(以下「日付印」という。)を押印し、適正な記載事項を記載する。

(ウ) 売買取引業者等(農産物の売買取引又は加工を業として行う者をいう。)からの請求により品位等検査を行う場合であって、規則第11条各号に掲げる場合以外の場合又は品位等検査の結果により、規格規程に規定する銘柄に該当しない場合には、「銘柄」欄を抹消する。

【参考1】

生産者からの請求の場合で、検査結果により銘柄以外のものとなった場合の検査証明書の銘柄欄の抹消方法等



別記様式第10号

検査証明書			
何年産	②	種類	①
銘柄			荷造り、包装及び左記の事項を証明する。
正味重量規格	何 kg	皆掛重量	
	測定値		⑥ 検査年月日及び検査員認印
水分の含有率	⑦	等級	
容積重			

別記様式第13号

第 号

検査証明書
検査請求者
住 所
氏名又は名称

1 検査年月日
令和 年 月 日

2 検査成績

種類	生産年度	銘柄	包装の種類	等級	数量	水分の含有率	容積重	備考
			⑧		⑨			

上記の事項を証明する。

令和 年 月 日
何 登録検査機関
農産物検査員 氏 名 ⑥ 印

⑩ 受検者が記載に当たって留意する事項

- ア 「生産地」欄については、受検者の責任において市町村名等を記載することができるが、事後の不正な記載を防止する観点から、必要に応じて都道府県名等の次に“ ”を記載する。
- イ 「品種名」欄には、品種名が明確なものについて記載するものとする。
- なお、品種群に設定されている品種は、品種群を構成する品種名を記載すること。
- ウ 売買取引業者等からの請求により品位等検査を行う場合であって、規則第11条各号に掲げる場合以外の場合は、「生産地」欄及び「品種名」欄を抹消する。
- エ 検査証明に係る事項以外の事項を訂正するときは、受検者が訂正の上、当該箇所に受検者の訂正印を押印することができる。

④ 等級

規格規程に定める等級の区分に応じ、当該各等級に該当する等級証印を押印又は等級を等級欄に記載する。なお、規則第10条第3項による検査証明を行う場合については、等級証印等の押印方法により行う。なお、使用するインクは食品衛生上有害な物質を含んでいないものであること。

⑤ 量目

規格規程に規定する量目の区分に応じ、当該各量目に該当する量目を「正味重量規格」欄に記載する。また、皆掛重量は、「皆掛重量」欄に百グラム単位で「〇〇.〇kg」と記載する。なお、法第5条第2項(法第34条第3項において準用する場合を含む。)の品位等検査を行う場合であって、量目の規格に適合していない農産物を検査するときは、当該農産物の正味重量を「量目」欄又は「正味重量規格」欄にそれぞれ百グラム単位で「〇〇.〇kg」と記載し、「正味重量規格」欄の「規格」の文字を抹消の上、当該抹消箇所の日付印を押印する。また、規則第10条第2項第1号による規則別記様式第3号の検査証明書の記載にあつては、「量目」欄に斜線を引く。

⑥ 検査証明年月日、登録検査機関名及び農産物検査員氏名・認印

検査証明年月日及び農産物検査員氏名・認印の記載は、日付印の押印をもって代えることができるものとし、日付印に登録検査機関名があるものにあつては、次に掲げる事項に留意し、登録検査機関名の記載についても日付印の押印をもって代えることができる。

- ア 登録検査機関名が付された日付印(以下「機関名付日付印」という。)の押印の欠落又は機関名付日付印の不鮮明な押印が発見された場合は、登録検査機関名の記載がないものとして、厳正に対処する。
- イ 登録検査機関はあらかじめ使用する日付印について、流通関係者等に十分周知する。
- ウ 当該検査を行う登録検査機関以外の登録検査機関名が、あらかじめ印刷されている場合は抹消する。
- エ 機関名付日付印は、押印前に検査年月日等の確認を十分に行うが、誤って押印した場合は以下の方法を用いて訂正を行なうことができる。
 - (ア) 誤印をマジック等により二重線又は×書きで抹消し、余白に正しい印を鮮明に押印する。
 - (イ) 誤印の上に誤印を逆さにして重ねて押印することによって印影を不鮮明にして、余白に正しい印を鮮明に押印する。

⑦ 水分の含有率及び容積重

水分の含有率及び容積重の測定値をそれぞれ「水分の含有率」欄及び「容積重」欄に記載する。

⑧ 包装の種類

規格規程に規定する量目及び包装の区分に応じ、該当各量目及び包装に該当する量目及び包装を「包装の種類」欄に「〇〇kg〇袋」と記載する。

⑨ 数量

農産物検査を実施した数量を「数量」欄にキログラム単位(小数点第1位以下は切り捨てる。)で「〇.〇〇〇kg」と記載する。ただし、規則第10条第4項各号に掲げる検査証明書の記載にあつては、当該検査証明書の「量目」欄又は「包装の種類」欄に記載の上、「数量」欄に量目ごとの個数を「〇〇袋」と記載する。

⑪ 検査証明書の記載に当たっての留意事項

規則別記様式第3号、第4号、第5号、第13号又は第14号による検査証明書の記載については、記載を要しない欄に斜線を引く。

⑫ その他

農産物検査員は、フレキシブルコンテナ(以下「フレコン」という。)単位で検査証明書の発行を行う場合であつて、検査請求者が別紙様式第1又は第2に従い作成した検査証明書用紙によりその発行を希望したときは、当該様式に所要事項を記載の上、検査証明書として発行・交付することができる。

この場合、「等級」欄には、等級証印(ロ号又はハ号)を押印し、また、「検査証明年月日、登録検査機関名及び農産物検査員氏名・認印」の記載については、⑥と同様に取り扱うことができる。

等級証印等の押印方法

包装に印刷又は票せんに貼り付ける場合

「等級」欄に規則別記様式第6号の表中(ロ)欄の等級証印を押印する。また、当該農産物の種類が種子用又は醸造用の場合にあつては、原則として当該包装の等級証印を押印した検査証明欄外の余白に規則別記様式第7号又は第8号の証印を押印する。

票せんに結び付け、縫い付ける場合

「等級」欄に規則別記様式第6号の表中(ハ)欄の等級証印を押印し、併せて、原則として当該包装の右上部の袋口部分又は右側面上部の箇所と同表の(イ)欄の等級証印を押印する。また、当該農産物の種類が種子用又は醸造用の場合にあつては、票せんの裏面又は余白部分に規則別記様式第7号又は第8号の証印を押印する。

等級証印等を抹消する場合

規則別記様式第17号の備考に基づき、等級証印等を抹消する。なお、規則第10条第3項第4号による検査証明を行う場合にあつては、前回の検査証明事項(量目及び品位)を規則別記様式第17号による消印により抹消する。

検査証明に使用する等級証印等は、登録検査機関が定めた業務規程等により適切に管理し、使用にあつては農産物検査の実施以外の目的で等級証印等が使用することがないように、農産物検査員が責任をもって使用すること。
 なお、検査結果の通知等への日付印の押印は、法第21条に規定する業務規程に定めらるうで使用する。

検査証明の完成例

1 銘柄である場合

検査証明書		荷造り、包装及び左記の事項を証明する。	
令和〇年産	水稲うるち玄米	銘柄	〇〇県産コシヒカリ
正味重量規格	30 kg	農産物検査協会	
皆掛重量	30.5 kg	食糧E	

検査請求者記載欄

検査請求者 農林太郎
 住所 〇〇県△△市□□町
 代理人 農産物検査協会
 住所 〇〇県△△市××町
 生産地 〇〇県
 品 種 名 (コ シ ヒ カ リ)

2 銘柄でない場合

検査証明書		荷造り、包装及び左記の事項を証明する。	
令和〇年産	水稲うるち玄米	銘柄	〇〇県産コシヒカリ
正味重量規格	30 kg	農産物検査協会	
皆掛重量	30.5 kg	食糧E	

検査請求者記載欄

検査請求者 農林太郎
 住所 〇〇県△△市□□町
 代理人 農産物検査協会
 住所 〇〇県△△市××町
 生産地 〇〇県
 品 種 名 (コ シ ヒ カ リ)

⑩

その他の表示

受検者の包装に、規則別記様式第9号、第10号、第11号又は第15号による表示以外の表示が印刷され、又はその内容を印刷した票せんが付されている場合には、法第13条第2項の規定により、包装又は票せんに記載された検査年月日、農産物検査の結果その他必要な事項の表示と紛らわしい表示となっていないかどうかを確認する。

なお、次に掲げる表示については、他の公的制度に基づき農産物の包装に印刷され、又はその内容を印刷した票せん等が付されることがあるので留意する。

1 指定種苗の表示

規則第6条第2項に規定する、種子もみ、種子小麦、種子大麦、種子裸麦及び種子大豆については、種苗法第59条の規定に基づく指定種苗についての表示又は生産等基準に適合することを証する表示がされている場合

2 有機農産物又は特別栽培農産物の表示

有機農産物の日本農林規格(平成12年1月20日農林水産省告示第59号)の規定に基づく有機JASマークが付される場合又は「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」(平成4年10月1日付け4食流第3889号農産園芸局長、食品流通局長、食糧庁長官通知)の規定に基づく表示が付される場合

検査結果の受検者への通知

農産物検査員は、受検者に対し、法第21条に規定する業務規程に検査結果の通知が規定されている場合、定められた様式により、検査証明書以外に検査格付理由等の検査結果を通知し、検査格付理由を説明する。

なお、検査格付理由等の検査結果の通知が各種補助金等の添付書類とされている場合があることから、通知を行う場合には生産者の住所及び氏名並びに農産物の種類、年産、銘柄、等級及び数量の記載に誤りがないう、手順9で作成する帳簿と突合を行い通知すること。

フレコンの封印

農産物検査員は、検査証明書の発行を行ったフレコンに封印を求められた場合、法第21条に規定する業務規程に定められた方法により、フレコンの注入口のしばりひもに封印を行う。

なお、使用する巻封及び日付印の押印等は、法第21条に規定する業務規程の定めによること。

手順9

検査の記録

法第25条及び規則第22条の規定に基づき帳簿を作成し、検査結果の記録を行う。なお、測定を行った水分及び容積重については測定値を記録すること。

別紙様式第 1

第 号	検 査 証 明 書				
	検査請求者 住 所 氏名又は名称				
1	検査年月日 令和 年 月 日				
2	検査成績				
種 類	生産年度	銘 柄	等 級	数 量	備 考

上記の事項を証明する。

令和 年 月 日
何 登録検査機関
農産物検査員
氏名 印

(注) 用紙の大きさは、原則として、縦10.5センチメートル、横14.8センチメートルとする。

別紙様式第 2

第 号	検 査 証 明 書						
	検査請求者 住 所 氏名又は名称						
1	検査年月日 令和 年 月 日						
2	検査成績						
種 類	生 産 年 度	銘 柄	等 級	数 量	水分の 含有率	容積重	備 考

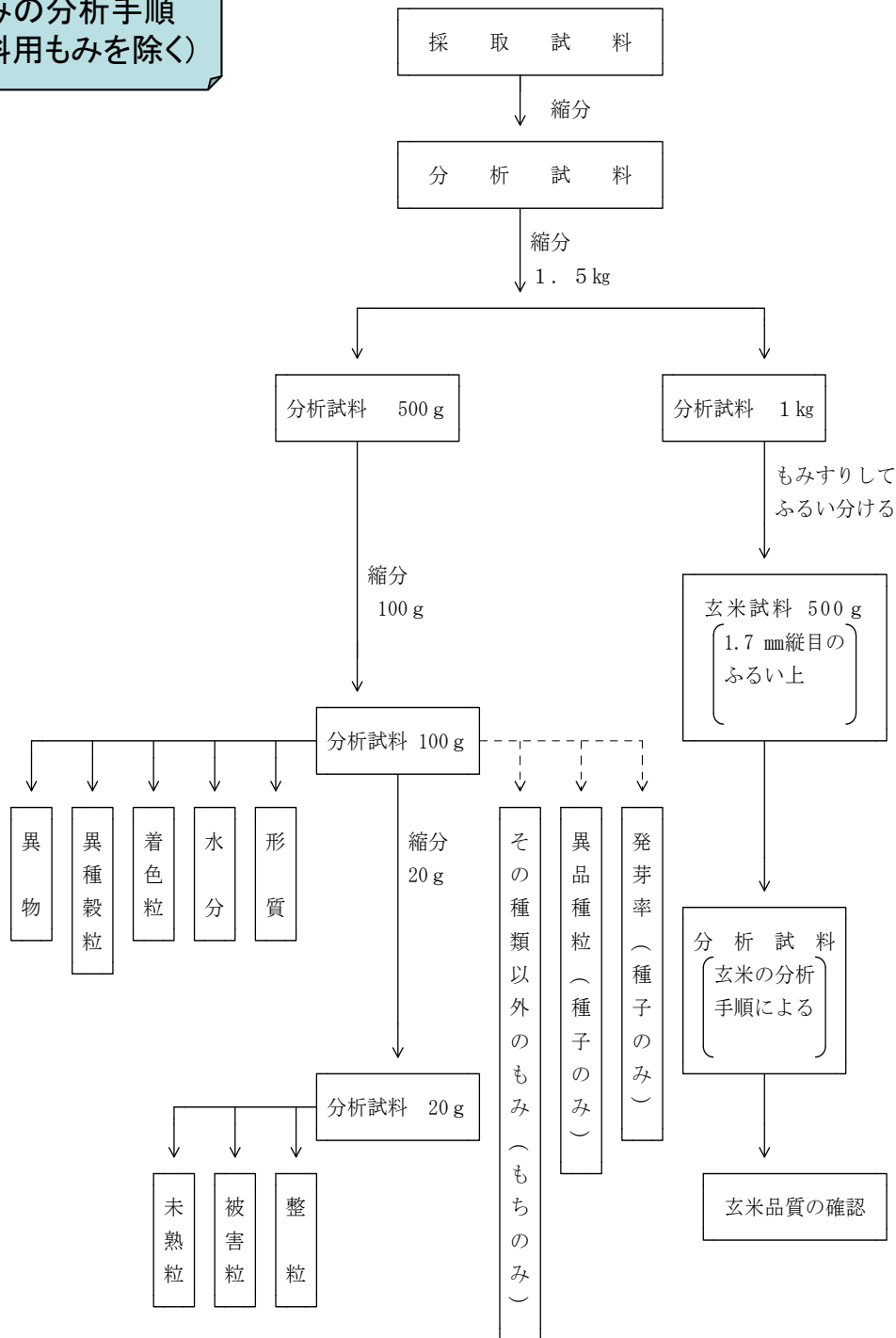
上記の事項を証明する。

令和 年 月 日
何 登録検査機関
農産物検査員
氏名 印

(注) 用紙の大きさは、原則として、縦10.5センチメートル、横14.8センチメートルとする。

II 分析手順

もみの分析手順
(飼料用もみを除く)



①発芽率
米穀の分析等試料を用い、標準計測方法(平成13年3月14日農林水産省告示第332号)第2の2により行う。

③異品種粒
米穀の分析等試料を100グラムに縮分した試料について、異品種粒を手よりして、その重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。

⑤被害粒
米穀の分析等試料を20グラムに縮分した試料について、着色粒を除く被害粒を手よりして、その重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。

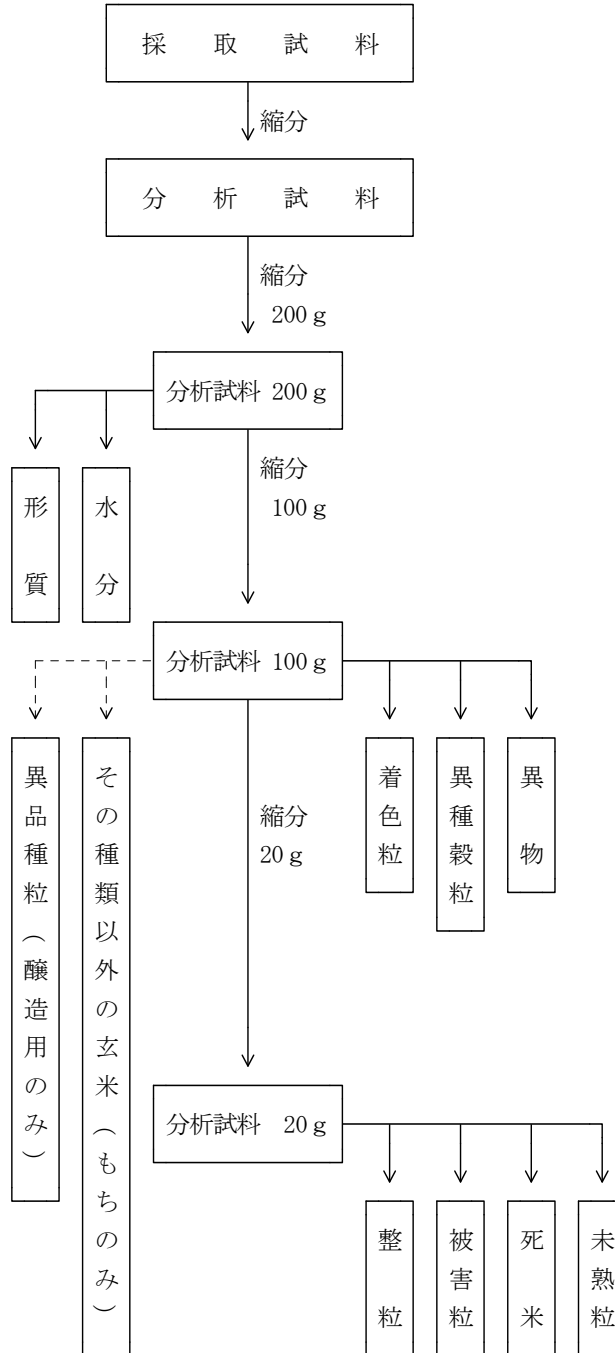
②着色粒、異種穀粒、異物
米穀の分析等試料を100グラムに縮分した試料について、着色粒、異種穀粒、異物を手よりして、それぞれの項目別に重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。

④水分
米穀の分析等試料を用い、標準計測方法第2の1により行う。

⑥整粒
米穀の分析等試料を20グラムに縮分した試料について、被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。

もみにあつては、もみすりして得られた玄米試料についても分析等を行い、その玄米の品質について確認を行う。

玄米の分析手順
(飼料用玄米を除く)



①水分
米穀の分析等試料を用い、標準計測方法第2の1により行う。

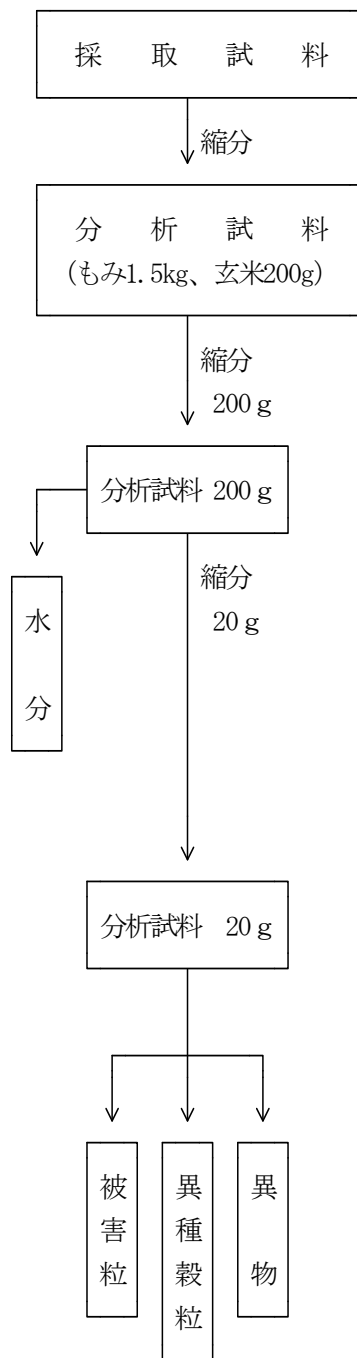
②着色粒、異種穀粒、異物
米穀の分析等試料を100グラムに縮分した試料について、着色粒、異種穀粒、異物を手よりして、それぞれの項目別に重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求めめる。

③異品種粒
米穀の分析等試料を100グラムに縮分した試料について、異品種粒を手よりして、その重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求めめる。

④被害粒、死米
米穀の分析等試料を20グラムに縮分した試料について、着色粒を除く被害粒、死米を手よりして、それぞれの項目別に重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求めめる。

⑤整粒
米穀の分析等試料を20グラムに縮分した試料について、被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求めめる。

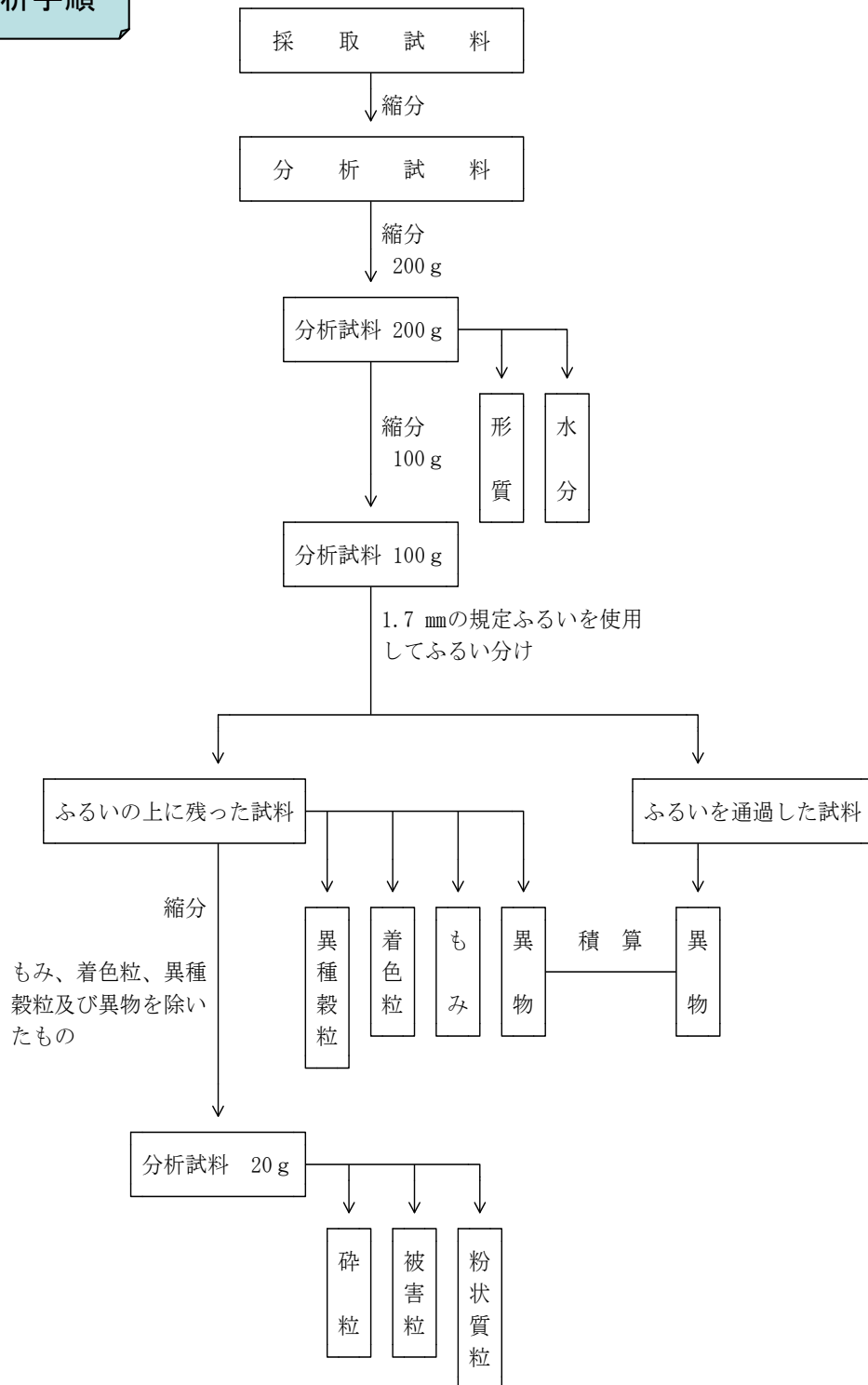
飼料用もみ及び飼料用玄米の分析手順



①水分
米穀の分析等試料を用い、標準計測方法第2の1により行う。

②被害粒、異種穀粒、異物
米穀の分析等試料を20グラムに縮分した試料について、被害粒、異種穀粒、異物を手よりして、それぞれの項目別に重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。

精米の分析手順



①被害粒

米穀の分析等試料を20グラムに縮分した試料について、着色粒を除く被害粒を手よりして、それぞれの項目別に重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。

③粉状質粒

米穀の分析等試料を20グラムに縮分した試料について、粉状質粒を手よりして、その重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。

⑤水分

米穀の分析等試料を用い、標準計測方法第2の1により行う。

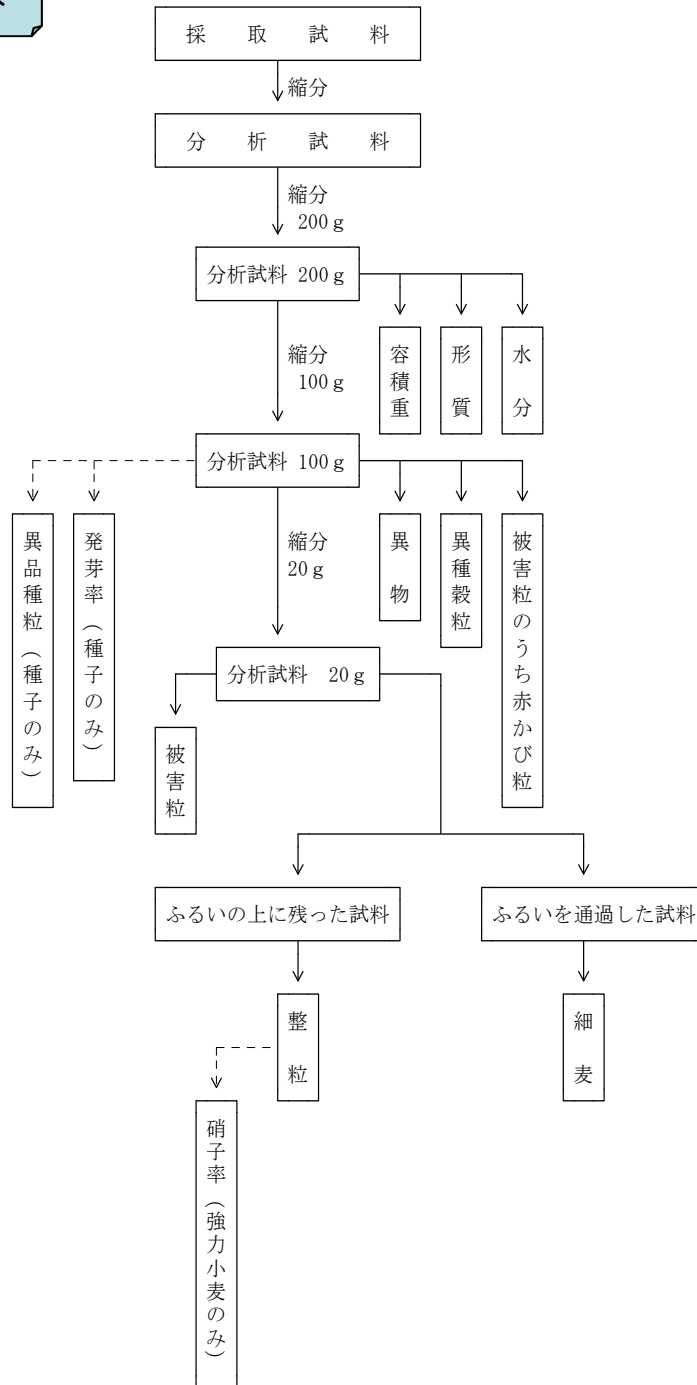
②着色粒、異種穀粒、異物

米穀の分析等試料を100グラムに縮分した試料について、着色粒、異種穀粒、異物を手よりして、それぞれの項目別に重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。

④砕粒

米穀の分析等試料を20グラムに縮分した試料について、砕粒を手よりして、その重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。

麦類の分析手順



①容積重
麦の分析等試料を用い、標準計測方法第2の5により行う。

②水分
麦の分析等試料を用い、標準計測方法第2の1により行う。

③-1発芽率(種子麦のみ)
麦の分析等試料を縮分した試料を用い、標準計測方法第2の2により行う。
③-2発芽率(ビール大麦のみ)
麦の分析等試料を縮分した試料を用い、標準計測方法第2の2により行う。

④被害粒のうち赤かび粒、異種穀粒及び異物
麦の分析等試料を100グラムに縮分した試料について、被害粒のうち赤かび粒、異種穀粒及び異物を手よりして、それぞれの重量を0.1グラム単位まで測定の上、全量に対する重量比(%)を求める。
ただし、異物(なまぐさ黒穂病菌)はなまぐさ黒穂病菌に侵された粒の供試した粒に対する粒数歩合(%)を求める。

⑤異品種粒(種子麦、ビール大麦、強力小麦)
麦の分析等試料を100グラムに縮分した試料について、異品種粒を手よりして重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。

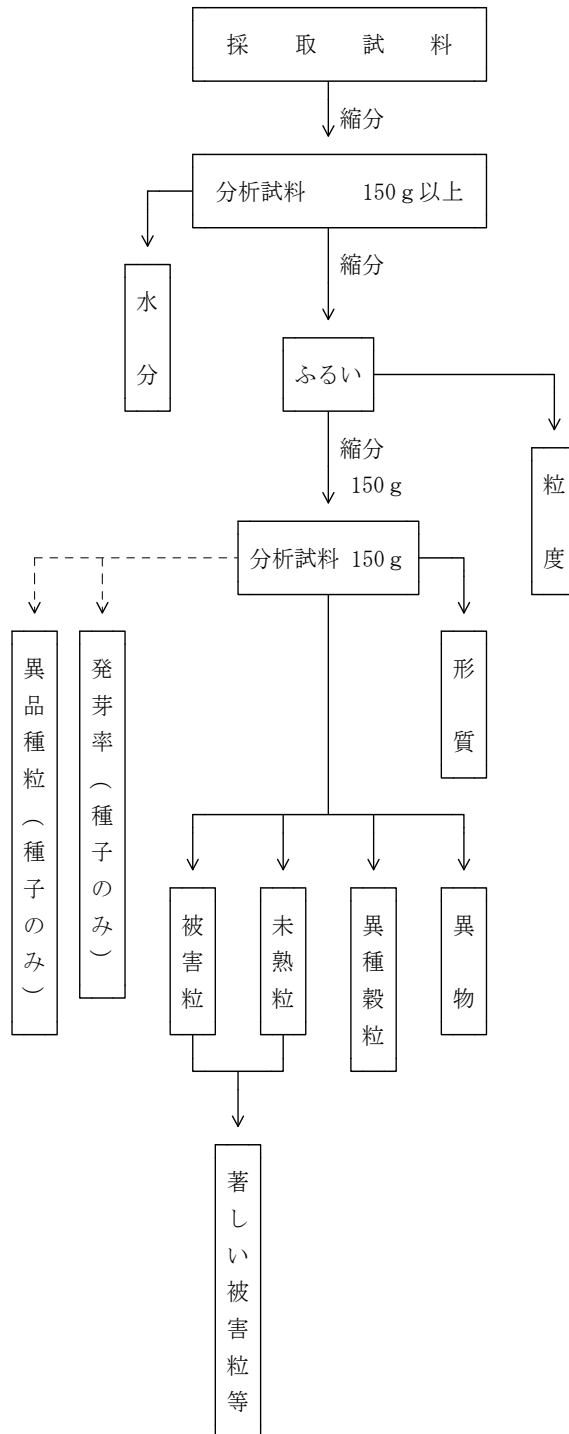
⑥被害粒(赤かび粒を除く)及び熱損粒(熱損粒は大麦、はだか麦)
麦の分析等試料を20グラムに縮分した試料について、被害粒(赤かび粒を除く)及び熱損粒を手よりして、その重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。

⑦細麦(ビール大麦、大麦(飼料用に供されるもの))
麦の分析等試料を20グラムに縮分した試料について規格規程に定める大きさの縦目ふるいをもって分け、そのふるいを通過する粒の重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。

⑧整粒
麦の分析等試料を20グラムに縮分した試料について規格規程に定める大きさの縦目ふるいをもって分け、そのふるいの上に残る健全粒の重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。

⑨硝子率(強力小麦)
麦の分析等試料を用い、標準計測方法第2の6により行う。

大豆の分析手順



①粒度(種類判定を含む)
豆類の分析等試料を用い、標準計測方法第2の8により行う。

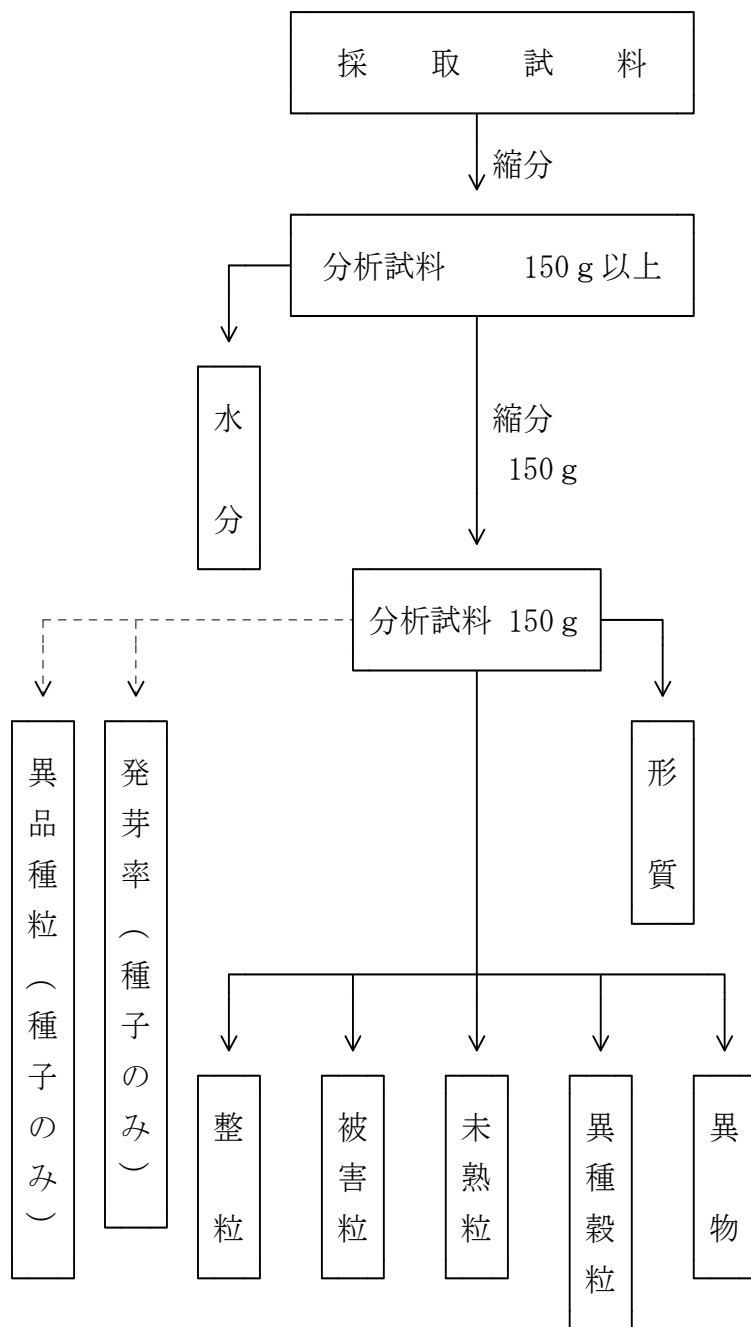
②発芽率
豆類の分析等試料を用い、標準計測方法第2の2により行う。

③被害粒、未熟粒、異種穀粒、異物
豆類の分析等試料について、被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物を手よりして、それぞれの重量を1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。

④異品種粒
豆類については豆類の分析等試料を用いて、異品種粒を手よりして、それぞれ重量を1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。

⑤水分
豆類の分析等試料を用い、標準計測方法第2の1により行う。

小豆・いんげんの分析手順



①発芽率
豆類の分析等試料を用い、標準計測方法第2の2により行う。

②整粒
豆類の分析等試料について、被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた粒の重量を1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。

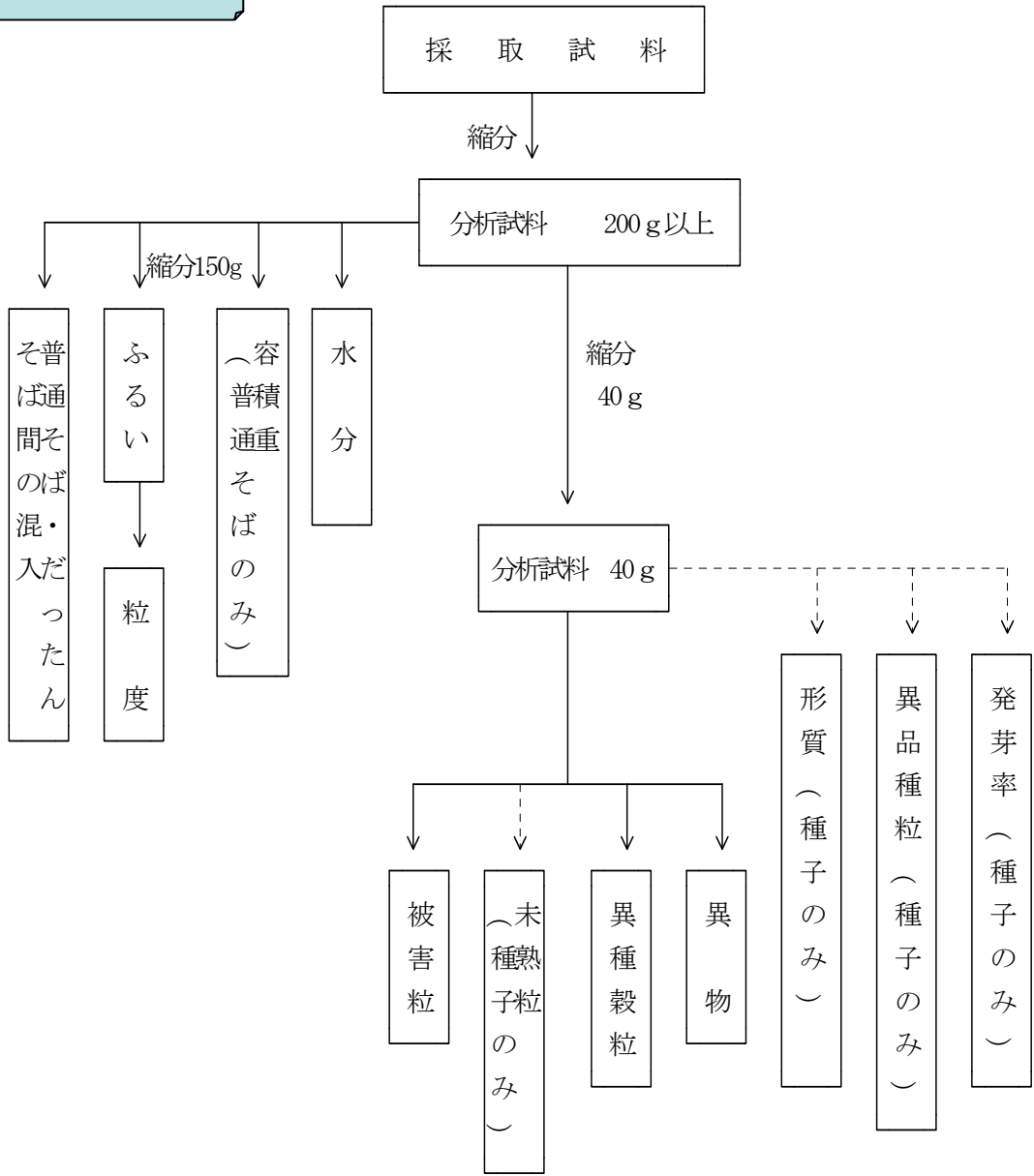
③被害粒、未熟粒、異種穀粒、異物
豆類の分析等試料について、被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物を手よりして、それぞれの重量を1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。

④異品種粒
豆類については豆類の分析等試料を用いて、異品種粒を手よりして、それぞれ重量を1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。

⑤水分
豆類の分析等試料を用い、標準計測方法第2の1により行う。

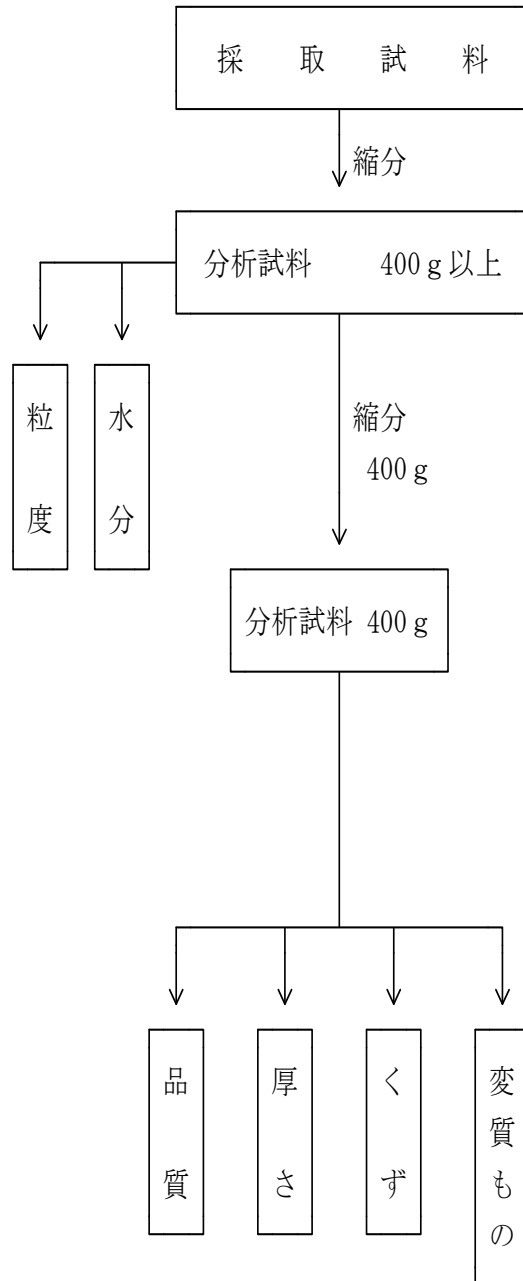
⑥整粒
豆類の分析等試料について、被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた粒の重量を1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。

そばの分析手順



<p>①粒度 そばの分析等試料を用い、標準計測方法第2の8により行う。</p>	<p>④異品種粒(種子のみ) そばの分析等試料を40グラムに縮分した試料を用いて、異品種粒を手よりして、それぞれ重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。</p>	<p>⑥容積重(普通そばのみ) そばの分析等試料を用い、標準計測方法第2の5により行う。</p>
<p>②発芽率 そばの分析等試料を用い、標準計測方法第2の2により行う。</p>	<p>⑤水分 そばの分析等試料を用い、標準計測方法第2の1により行う。</p>	<p>⑦普通そば・だったんそば間の混入 分析等試料を200グラムに縮分した試料を用いて混入物を手よりして、その重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。</p>
<p>③被害粒、未熟粒、異種穀粒、異物 そばの分析等試料を40グラム(だったんそばは20グラム)に縮分した試料を用いて、被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物を手よりして、それぞれ重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。</p>		

かんしょ生切干の分析手順



①粒度

かんしょの分析等試料を用い、標準計測方法第2の8により行う。

③くず

かんしょの分析等試料により、皮部の残存の多いものを手よりして、その重量を1グラム単位まで測定の上、全量に対する重量比(%)により行う。

⑤異物

かんしょの分析等試料により、かんしょ生切干以外のものを手よりして、その重量を1グラム単位まで測定の上、全量に対する重量比(%)により行う。

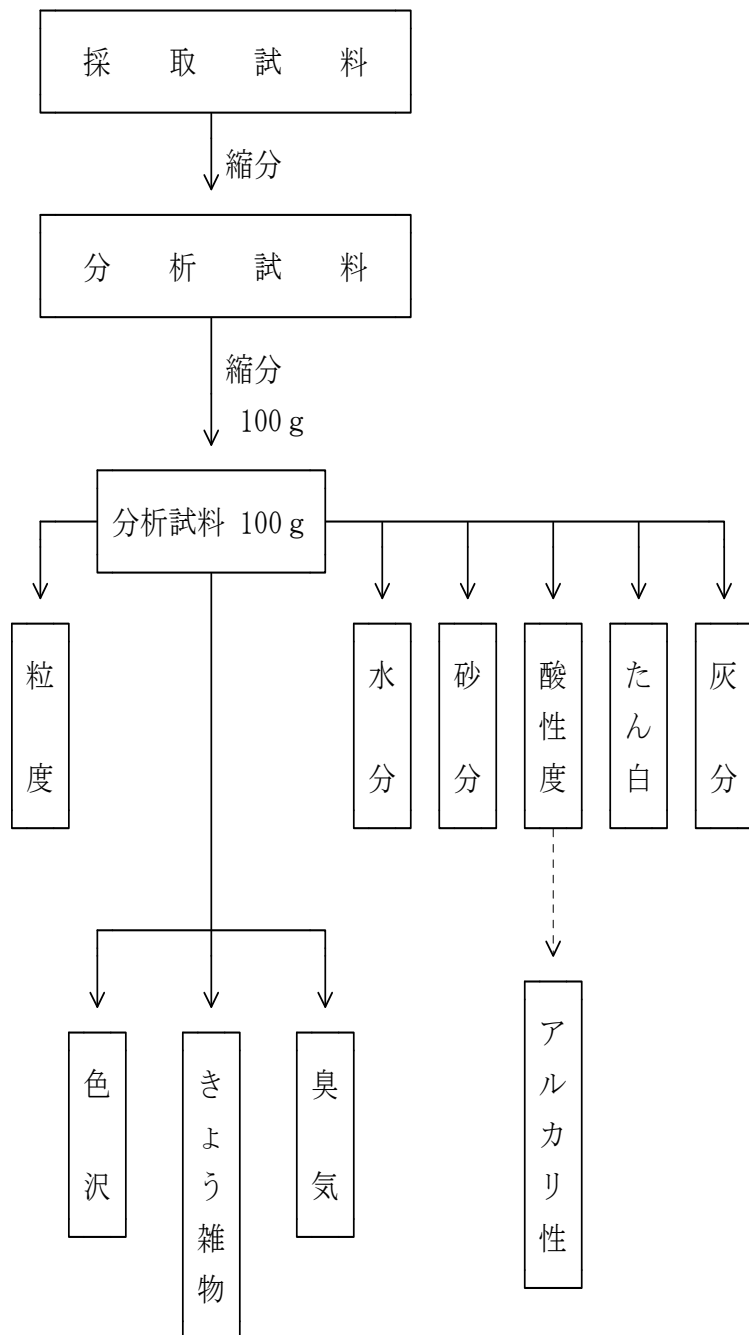
②水分

かんしょの分析等試料を用い、標準計測方法第2の11により行う。

④変質もの

かんしょの分析等試料により、変質しているものを手よりして、その重量を1グラム単位まで測定の上、全量に対する重量比(%)により行う。

でん粉の分析手順



①水分
でん粉の分析等試料を用い、標準計測方法第2の1により行う。

③酸性度
でん粉の分析等試料を用い、標準計測方法第2の11により行う。

⑤アルカリ性
③の酸性度に準じて行う。

②砂分
でん粉の分析等試料を用い、標準計測方法第2の9により行う。

④たん白及び灰分
でん粉の分析等試料を用い、標準計測方法第2の3及び10により行う。

Ⅲ 国内産農産物の被害粒等の取扱いについて

第1 趣旨

農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号。以下、「規格規程」という。）において定める国内産農産物（以下「農産物」という。）の種類ごとの品位の定義に規定する「被害粒等」の程度を示し、その取扱いを定める。

第2 被害粒等の取扱いに係る留意事項

- 1 「被害粒等」とは農産物の種類ごとの品位の定義に規定する被害粒（著しい被害粒等）、着色粒、未熟粒、砕粒、赤かび粒、熱損粒、黒かび粒等をいう。
- 2 「限界基準」とは、粒の鑑定に当たり被害粒等として取り扱う場合の基準を示したものをいう。
- 3 「限界基準品」とは、被害粒等の限界基準を写真等により現象、形態を示したものをいう。
- 4 限界基準の説明に用いる、長さ、幅、面積の比率を表す数値は、鑑定する粒そのものに対して適用する。
- 5 限界基準及び限界基準品の双方が規定されているものは、複数の基準を示したのではなく、色の程度のように、比較により行うものは限界基準品を、数値等により行うものは限界基準を主体的に用いるなど総合的に適用する。
- 6 限界基準及び限界基準品の適用に当たっては、被害粒等の発生原因等を究明して行うのではなく、その現象、形態により行う。
- 7 限界基準のうち、適用する農産物の種類が特定されていないものは、農産物ごとの種類の全てに適用する。
- 8 農産物のうち、種子もみ、種子小麦、種子大麦、種子裸麦又は種子大豆に係る品位等検査に当たっては、農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）第6条第2項ただし書きにより行うものとし、生産等基準に適合することを証する書類により証明された事項に係る病害粒及び虫害粒については、当該書類により行い、本マニュアルにおける病害粒及び虫害粒の適用は行わないものとする。
- 9 被害粒等の適用は、農産物の種類ごとの品位並びに附に規定された混入限度の規格数値の小さい順に適用する。

第3 米穀

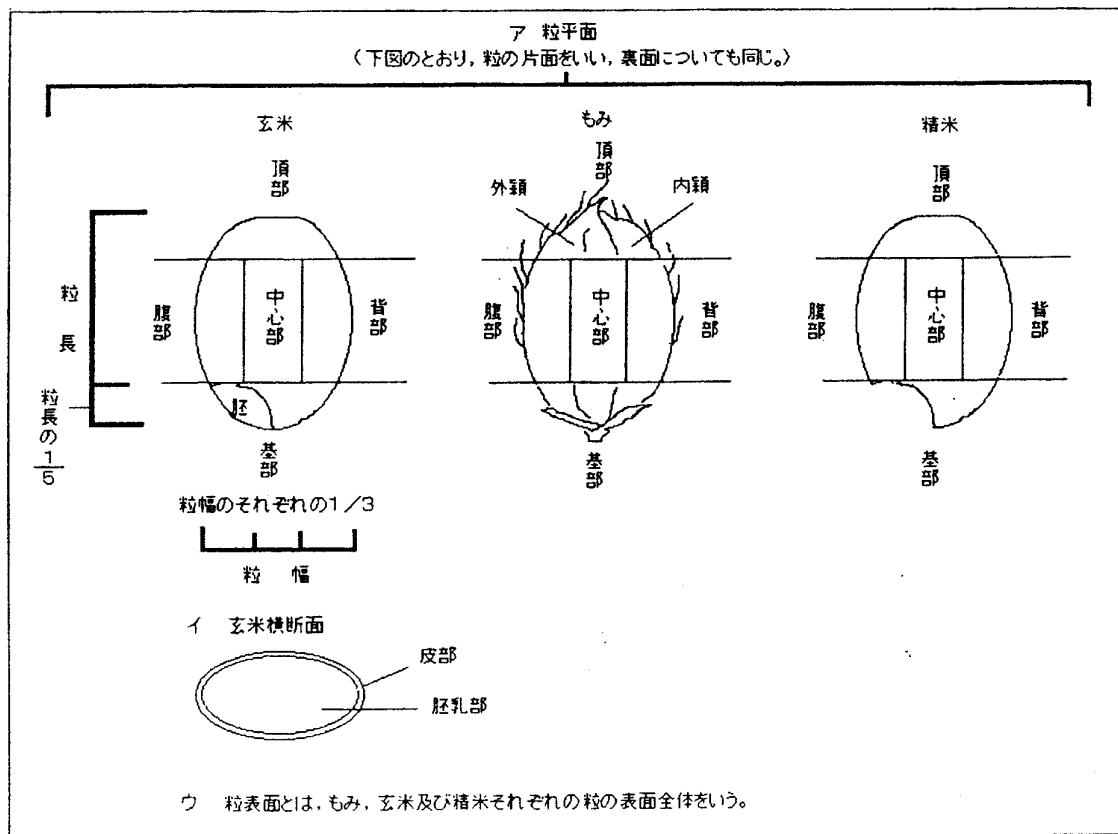
1 米穀の被害粒等の取扱い

(1) 「米穀」とは、規格規程第1の1に定めるもみ、同第1の2に定める玄米及び同第1の3に定める精米をいう。

(2) 次の表の各欄に掲げる用語の定義はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
発芽粒	発根又は発芽している粒をいう。
病害粒	菌、ウイルス等により損傷を受けた粒をいう。
くされ粒	病害等により、外穎又は内穎が変質又は腐敗した粒をいう。
芽くされ粒	胚又は胚乳部が腐敗した粒をいう。
虫害粒	虫による食害又は吸害の痕跡のある粒をいう。
胴割粒	胚乳部に亀裂のある粒をいう。
奇形粒	生理障害等により不整形になった粒をいう。
茶米	粒表面が茶褐色を呈する粒をいう。
砕粒	砕けた粒をいう。
斑点粒	斑点のある粒をいう。
胚芽欠損粒	胚が欠損した粒をいう。
剥皮粒	機械障害等により、皮部が剥がれた粒をいう。
死米	充実していない粉状質の粒（青死米及び白死米）をいう。
着色粒	粒面の全部又は一部が着色した粒及び赤米をいう。
乳白粒	胚乳部に白色不透明な部分があり、かつ、光沢のある粒をいう。
心白粒	胚乳部の中心に白色不透明な部分があり、かつ、光沢のある粒をいう。ただし、醸造用玄米を除く。
青未熟粒	粒表面に葉緑素が残り緑色を呈した粒をいう。
基部未熟粒	基部に白色不透明な部分のある粒をいう。
腹白未熟粒	腹部に白色不透明な部分のある粒をいう。
背白粒	背部に白色不透明な部分のある粒をいう。
その他未熟粒	乳白粒、心白粒、青未熟粒、基部未熟粒、腹白未熟粒、背白粒以外の成熟していない粒をいう。
粉状質粒	粒質が粉状又は半粉状の粒をいう。

(3) 米穀のそれぞれの種類に係る部位の名称は、下図のとおりとする。



2 もみ（飼料用もみを除く。）

(1) 被害粒の基準

規格規程第1の1の定義の5の「被害粒」のうち、種子もみに係る限界基準は、次による。

ア 傷もみについては、玄米が見える程度のもの。

イ (2)に該当するもの。

(2) 着色粒の基準

規格規程第1の1の定義の6の「着色粒」の限界基準は、玄米の胚乳部の全部又は一部が黄色、褐色、黒色等に着色したもので、通常のとおり精（歩留りが90%程度。以下同じ。）によって、着色が除かれないもののうち、次の粒をいう。

ア 全面着色粒

着色の濃淡に係わらず、着色が粒表面にあるもの。

イ 部分着色粒

着色の濃淡に係わらず、着色が粒の一部にある粒で、着色の大きさが直径1mm以上あるもの。

なお、着色が円形以外の不整形にあつては長径に短径を加えて2で除した長さを直径とする。

ウ 赤米等

粒表面の一部に赤条等が残り、赤条等の長さの合計がその粒の長さの2倍以上のもの。

ただし、それ未満の長さの粒にあつては、被害粒とする。

(3) 未熟粒の基準

規格規程第1の1の定義の7の「未熟粒」の限界基準は、成熟していない粒とする。

3 玄米（飼料用玄米を除く。）

(1) 被害粒の基準

規格規程第1の2の定義の5の「被害粒」の限界基準は、次によるものとする。

ア 発芽粒

発根又は発芽しているもの。

限界基準品は、胚の大きさ及び胚と接する胚乳部との境に白色の線が見える程度を示す。

イ 病害粒

病害により損傷したもの。

ウ 芽くされ粒

胚又は胚と接する胚乳部が変色し腐敗したもの。

エ 虫害粒

(ア) 虫により食害されたもの。

(イ) 虫により吸害された痕が、通常のとおり精後、粉状質として直径1mm以上残るもの。

なお、粉状質の部分が円形以外の不整形にあつては長径に短径を加えて2で除した長さを直径とする。

オ 胴割粒

次の区分によるものとする。

(ア) 粒平面に横1条の亀裂がすっきり通っているもの。

限界基準品は、亀裂の程度を示す。

(イ) 粒平面に完全に通っていない亀裂が横2条、他の粒平面から見て発生部位の異なる亀裂が横2条あるもの。

(ウ) 粒平面に完全に通っていない亀裂が横3条以上あるもの。

(エ) 粒平面に亀裂の程度を問わず縦に亀裂のあるもの。

(オ) 粒平面に亀甲型の亀裂のあるもの。

カ 奇形粒

次の区分による。

(ア) 胴切粒

胚乳部に切れ込みがあり、その切れ込みが粒幅の4分の1以上のもの。
限界基準品は、切れ込みの程度を示したもので、位置は問わない。

(イ) ねじれ粒

粒に厚みがなくねじれているもの。
限界基準品は、粒のねじれの程度及び厚さの程度を示す。

(ウ) その他奇形粒

胚が形成されていないもの（無胚芽粒）、玄米が2粒以上で形成され、かつ結合しているもの（双子粒）、粒形がくさび形状になったもの及び粒幅が整粒の2分の1以下の棒状のものなど。

キ 茶米

粒表面が茶褐色を呈するもの。
限界基準品は、色の程度を示す。

ク 砕粒

砕けた粒をいい、その大きさは問わない。

ケ 斑点粒

通常のとよう精によって、着色が除かれないもののうち、着色の大きさが、直径1mm未満のもの。
なお、着色が円形以外の不整形にあつては長径に短径を加えて2で除した長さを直径とする。

コ 胚芽欠損粒

胚が除かれ、胚乳部が見える程度のもの。

サ 剥皮粒

剥皮の程度が粒表面の3分の1以上かつ3分の2未満のもの。
ただし、3分の2以上皮部が剥がれたものは、異種穀粒とする。

(2) 死米の基準

規格規程第1の2の定義の6の「死米」の限界基準は、粒の大部分が粉状質の粒で光沢のないもの。
限界基準品は、粒の色によって青死米と白死米にわけ粉状質の大きさの程度を示す。

(3) 着色粒の基準

規格規程第1の2の定義の7の「着色粒」の限界基準は、2の(2)に同じ。

(4) 未熟粒の基準

規格規程第1の2の定義の8の「未熟粒」の限界基準は、次による。

ア 乳白粒

胚乳部の横断面に白色不透明な部分がリング状となっているもの。
なお、その白色不透明な部分の大きさが粒平面の2分の1以上のもの。
限界基準品は、白色不透明な部分の大きさを示す。

イ 心白粒

胚乳部の横断面に白色不透明な部分が平板状又は紡錘状となっているもの。

(ア) 醸造用玄米以外の心白粒は、中心部に白色不透明な部分のあるもので、その白色不透明な部分の大きさが粒平面の2分の1以上のもの。

限界基準品は、アの乳白粒の限界基準品を準用する。

(イ) 醸造用玄米の心白粒は、中心部以外にのみ白色不透明な部分のあるもの。

ただし、白色不透明な部分が中心部にあり、かつ他の部分に及んでいるもの（いわゆる心白流れ）でとう精しても割れないものを除く。

ウ 青未熟粒

粒表面に葉緑素が残り緑色を呈しているもの。
限界基準品は、色の程度を示す。

エ 基部未熟粒

基部の白色不透明な部分の大きさが、その粒長の5分の1以上のもの。
限界基準品は、基部の白色不透明な部分の大きさを示す。

オ 腹白未熟粒

腹部の白色不透明な部分の大きさが、その粒長の3分の2以上でかつ、粒幅の3分の1以上のもの。

限界基準品は、腹部の白色不透明な部分の大きさを示す。

カ 背白粒

背部の白色不透明な部分の大きさが、その粒長の3分の2以上でかつ、粒幅の3分の1以上のもの。

キ その他未熟粒

ア～カ以外の成熟していないもの。

成熟していない粒とは、全体的に充実の不十分なもので、粒が扁平であるもの、縦溝が深いもの、皮部の厚いもの等をいう。

4 飼料用もみ及び飼料用玄米

規格規程第1の1の定義の5の飼料用もみの「被害粒」及び規格規程第1の2の定義の5の飼料用玄米の「被害粒」の基準は、次によるものとする。

(1) 発芽粒

明らかに発根又は発芽が確認できるもの。

(2) 病害粒

病害により、粒の表面の2分の1以上が損傷したもの。

(3) くされ粒（飼料用もみに限る。）

もみの表面の2分の1以上が変質又は腐敗したもの。

(4) 芽くされ粒（飼料用玄米に限る。）

胚から胚乳部まで腐敗したもの。

5 精米

(1) 粉状質粒の基準

規格規程第1の3の定義の4の「粉状質粒」の限界基準は、次による。

ア 粉状質粒

粒平面の大部分が粉状を呈しているもの。

イ 半粉状質粒

(ア) 粒平面の2分の1からアの粉状質粒までのもの。

(イ) 腹部又は背部が粉状を呈し、その大きさが粒長の3分の2以上でかつ、粒幅の3分の1以上のもの。

(2) 被害粒の基準

規格規程第1の3の定義の5の「被害粒」の限界基準は、次による。

ア 汚染し又は菌等によって損傷を受けたもの。

イ 奇形粒等で米粒の一部にぬか層が残っているもの。

(3) 着色粒の基準

規格規程第1の3の定義の6の「着色粒」の限界基準は、次による。

ア 全面着色粒

着色の濃淡に係わらず、着色が粒表面にあるもの。

イ 部分着色粒

着色の濃淡に係わらず、着色が粒の一部にある粒で、着色の大きさが直径1 mm以上のもの。

なお、着色が円形以外の不整形にあつては長径に短径を加えて2で除した長さを直径とする。

ただし、それ未満の長さの粒にあつては、被害粒とする。

ウ 赤米等

粒表面の一部に、赤条等が残り、赤条等の長さの合計がその粒の長さの2倍以上のもの。

ただし、それ未満の長さの粒にあつては、被害粒とする。

(4) 碎粒の基準

規格規程第1の3の定義の7の「碎粒」の限界基準は、その大きさが完全粒の3分の2から4分の1（針金25番線ふるい目の開き1.7mmのふるいをもって分け、そのふるいの上に残る程度の大きさをいう。）までのもの。

6 汚損されたものの取扱い

油煙、米穀の臭い以外の臭い及び稲こうじ病菌、イネ墨黒穂病等の損傷を受けていることが確認されたものについては規格外とする。

7 限界基準品

限界基準品は、次のものについて定める。

- (1) 第3の3の(1)のアの発芽粒
- (2) 第3の3の(1)のオの胴割粒
- (3) 第3の3の(1)のカの(ア)の胴切粒
- (4) 第3の3の(1)のカの(イ)のねじれ粒
- (5) 第3の3の(1)のキの茶米
- (6) 第3の3の(2)の青死米
- (7) 第3の3の(3)の白死米
- (8) 第3の3の(4)のアの乳白粒
- (9) 第3の3の(4)のウの青未熟粒
- (10) 第3の3の(4)のエの基部未熟粒
- (11) 第3の3の(4)のオの腹白未熟粒

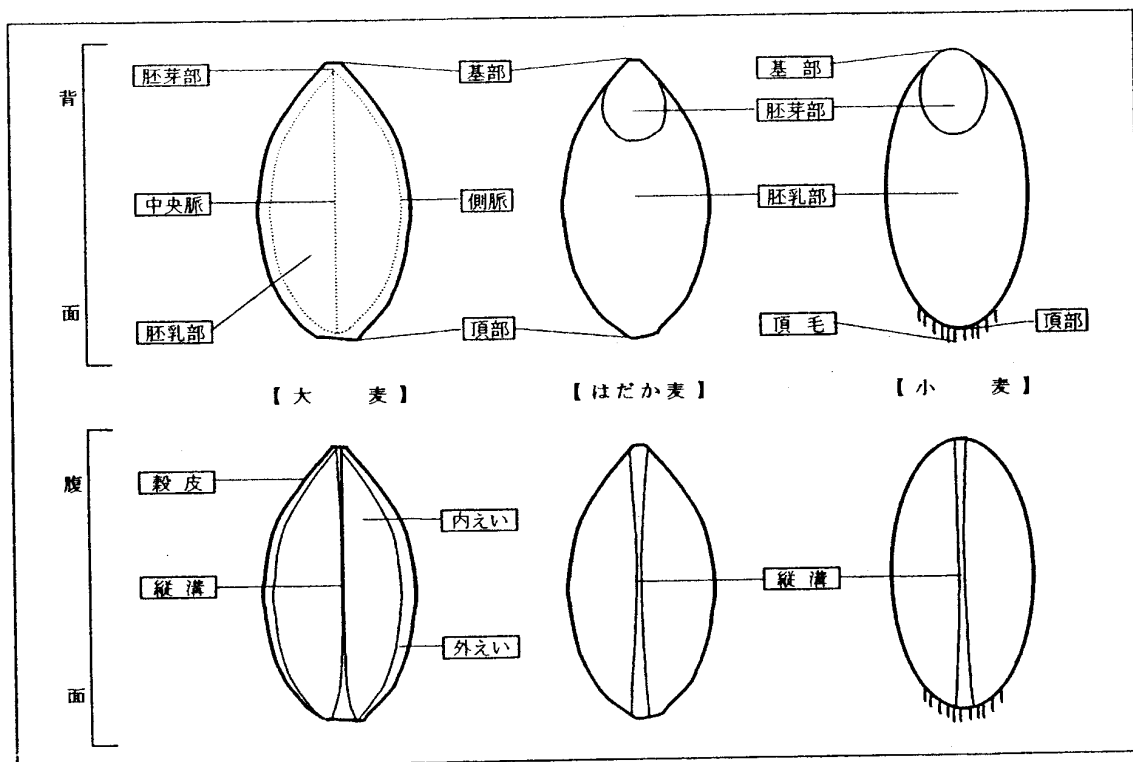
第4 麦

1 麦の被害粒等の取扱い

- (1) 「麦」とは、規格規程第1の4に定める小麦、同第1の5に定める大麦及び同第1の6に定めるはだか麦をいう。
- (2) 「種子麦」とは規格規程第1の4の(3)のハの(ハ)に定める種子小麦、同第1の5の(3)のハの(ヘ)に定める種子大麦及び同第1の6の(3)のハの(ロ)に定める種子はだか麦をいう。
- (3) 次の表の各欄に掲げる用語の定義はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
発 芽 粒	発根又は発芽している粒及び発根又は発芽のこん跡のある粒をいう。
病 害 粒	かび又は菌等に侵されて損傷を受けた粒をいう。
赤 か び 粒	赤かび病菌等に侵されて赤色を帯びた粒をいう。
黒 か び 粒	かび又は菌等に侵されて黒色を帯びた粒をいう。
黄 か び 粒	かび又は菌等に侵されて黄色を帯びた粒をいう。
や け 粒	かび又は菌等に侵されて茶褐色を帯びた粒をいう。
く さ れ 粒	病害等により、皮部、胚乳部が変質又は腐敗した粒をいう。
た い 色 粒	雨害等により、粒の色があせて光沢等を失った粒をいう。
虫 害 粒	虫による食害のある粒をいう。
胴 割 粒	胚乳部に亀裂のある粒をいう。
砕 粒	潰れた粒、欠けた粒、砕けた粒をいう。
熱 損 粒	熱等によって損傷を受け、でん粉層まで茶褐色、茶色又は黒色に変色した粒をいう。
空 洞 粒	生理的障害等により、胚乳部の中心に空洞が生じた粒をいう。
硬 質 粒	粒を重量比において55%になるまでとう精（麦においては粒を均等に削り精製すること。以下同じ。）した状態で、半透明（硝子状）状を呈した粒をいう。
芽 く さ れ 粒	胚芽部が腐敗した粒をいう。
剥 皮 粒	脱穀障害等により、穀皮が損傷を受けてはがれた粒をいう。
裂 皮 粒	生理的障害、脱穀障害等により、穀皮が損傷を受けて裂けた粒をいう。
腹 面 裂 皮 粒	腹部縦溝の脈に沿って穀皮が裂けている粒をいう。
背 面 裂 皮 粒	背面中央脈又は側脈に沿って穀皮が裂けている粒をいう。
側 面 裂 皮 粒	側部の内えいと外えいとのかみ合わせ部に沿って穀皮が裂けている粒をいう。
基 部 裂 皮 粒	基部において穀皮が裂けている粒をいう。
青 色 粒	粒を重量比において65%になるまでとう精した状態で、表が青色を呈した粒をいう。
未 熟 粒	規定ふるいによってふるい分け、ふるいの上に残るもののうち、生理的障害等により成熟していない粒をいう。

（４）粒の部分の名称は、下図のとおりとする。



(5) 麦において、粒平面とは、背面又は腹面とし、ことわりのないものは、損害の程度のひどい方の面を適用する。

(6) 飼料用に供される大麦については、その用途の特殊性から、当面「病害粒」、「くされ粒」、「虫害粒」、「熱損粒」について「被害粒」として取り扱うものとする。

2 赤かび粒の基準

規格規程第1の4の定義の8、同第1の5の定義の7及び第1の6の定義の7の「赤かび粒」を、各々の附の規定に従って適用する限界基準は、次によるものとする。

(1) 赤色を帯びた部分の色の濃淡の程度が限界基準品以上でかつ、粒の赤色を帯びた部分が粒平面の4分の1以上のもの。

(2) 「赤かび粒」を適用する限界基準に達していないものは、その程度を問わず被害粒（病害粒）とする。

(3) 限界基準品は、色と大きさの程度を示す。

(4) アントシアンの取扱い

ア 農業試験場及び農業改良普及所等（以下「試験研究機関等」という。）の試験結果に基づき赤色又は赤紫色を帯びた部分が赤かびではなく、アントシアン（遺伝的に赤色又は赤紫色を帯びた粒。以下同じ。）であると判定され、その発現の状況、形状等の特性が明らかなものについては、赤かび粒又は被

害粒として取り扱わない。

イ アントシアンか否かの判断が困難なものについては、試験研究機関等の試験結果等に基づき判定する。

ウ アントシアンが発現した粒は、ビール大麦の1等の品位に規定する「品種固有の色」には該当しないものとする。

なお、品位の判定は、その混入の程度を勘案し行う。

3 黒かび粒の基準（普通小麦、強力小麦）

規格規程第1の4の定義の9の「黒かび粒」を附の規定に従って適用する限界基準は、次による。

なお、頂毛部分のみが黒ずんで見える程度の粒は被害粒としない。

(1) 黒色を帯びた部分の色の濃淡の程度は、限界基準品以上でかつ、粒の黒色を帯びた部分が粒平面の4分の1以上のもの。

(2) 「黒かび粒」を適用する基準に達していない粒であっても、次に該当する場合は被害粒（病害粒）とする。

ア 腹面の溝に沿って黒色を帯び、その溝の長さの2分の1以上のもの

イ 溝の長さの2分の1未満であっても、黒色を帯びた幅が1mm以上のもの。

(3) 限界基準品は、色と大きさの程度を示す。

4 被害粒の基準

規格規程第1の4の定義の6、同第1の5の定義の6及び同第1の6の定義の6の「被害粒」の限界基準は、次による。

(1) 発芽粒

発根又は発芽している粒及び発根又は発芽のこん跡のあるもの。

限界基準品は、発芽の状態の程度を示す。

(2) 病害粒

次の区分によるものとする。

ア 黄かび粒（普通小麦、強力小麦）

黄色を帯びた部分の色の濃淡の程度は、限界基準品以上でかつ、粒の黄色を帯びた部分が粒平面の4分の1以上のもの。

限界基準品は、色と大きさの程度を示す。

イ やけ粒（普通はだか麦）

粒の腹面全部又は縦溝の色の濃淡の程度が、限界基準品の腹面全部又は縦溝の色以上のもの。

限界基準品は、色の程度を示す。

(3) くされ粒

皮部、胚乳部が腐敗して粉状化した粒をいう。

くされの程度に関係なく、全て被害粒とする。

(4) たい色粒

ア 大麦では、粒の灰黒色の程度が限界基準品以上のもの。

限界基準品は、色の程度を示す。

イ はだか麦及び小麦では、粒の灰白色の程度が限界基準品以上のもの。

限界基準品は、色の程度を示す。

(5) 虫害粒

ア 胚乳部が食害されたもの。

イ 胚芽部だけが食害された粒は、ビール大麦及び種子麦以外は被害粒としない。

(6) 胴割粒（大麦、はだか麦、種子小麦）

胚乳部に亀裂がすっきりと通っているもの。

(7) 砕粒

程度に関係なくすべて被害粒とする。

(8) 熱損粒

ア 大麦では、とう精した結果、粒のでん粉層が変色しているもの。

イ はだか麦及び小麦では、切断した粒のでん粉層が変色しているもの。

(9) 空洞粒（大麦）

粒の中心部を横に切断し、肉眼により空洞が確認できたもの。

(10) 硬質粒（大麦）

とう精した結果、半透明（硝子状）状を呈した部分が粒平面の3分の2以上のもの。

(11) 芽くされ粒（ビール大麦、種子麦）

粒の基部の黒褐色を帯びた部分の色の濃淡の程度は、限界基準品以上でかつ、粒の黒褐色を帯びた部分の長径が粒長の3分の1以上のもの。

限界基準品は、色と大きさの程度を示す。

(12) 剥皮粒（ビール大麦、種子大麦）

穀皮の頂部の剥がれた部分の長径が粒長の3分の1以上のもの。

限界基準品は、穀皮の頂部の剥がれた部分の長径の程度を示す。

(13) 裂皮粒（ビール大麦、種子大麦）

ア 腹面裂皮粒

裂皮の程度が限界基準品（裂けが、穀粒頂部では貫通していても差し支えないが、基部では貫通していないもので、胚乳部までは見えないもの）以上

のもの。

限界基準品は、腹面における裂皮の状態の程度を示す。

イ 背面裂皮粒及び側面裂皮粒

裂皮の程度が限界基準品（裂けが、穀粒頂部では貫通していても差し支えないが、基部では貫通していないもので、胚乳部まで裂けているもの）以上のもの。

限界基準品は、背面及び側面における裂皮の状態の程度を示す。

ウ 基部裂皮粒

裂皮の程度が限界基準品（穀皮に一条の裂けがあるもので、その裂けが穀粒基部まで貫通しているもの）以上のもの。

限界基準品は、基部における裂皮の状態の程度を示す。

(14) 青色粒（大麦）

とう精した結果、粒の表面が青色を呈しているもの。

5 未熟粒の基準

未熟粒の限界基準は、次による。

(1) 未熟粒

ア 大麦、はだか麦にあつては、皮部の厚いもの、やせているもの、縦溝の幅の広く深いもの等、一般的に成熟していないもの。

限界基準品は、その程度を示す。

イ 小麦にあつては、皮部の厚いもの、やせているもの、縦溝の幅が広く深いものでかつ、背面がやせているもの等、一般的に成熟していないもの。

限界基準品は、その程度を示す。

(2) 双子粒（大麦・はだか麦）

2つの粒で形成され、接合しているもの。

(3) 緑色粒（小麦）

粒の背部に緑色が残っているもの。

6 その他

(1) 小麦の胚芽部に損傷を受け、かび等に汚損されているものは、被害粒とする。

(2) 小麦の芽黒粒（ムギ斑点病によって、胚芽部が黒く呈しているものをいう。）

については、次による。

ア 普通小麦にあつては、被害粒とはしないが、その混入の程度が50%以上の場合は形質によって判断する。

イ 種子小麦にあつては、その用途から被害粒とする。

(3) 油煙汚損又はなまぐさ黒穂病粒が破損し、他の粒に飛散付着して、粒の頂部等が黒変したものは、その程度を問わず規格外とする。

なお、堆積（高水分）等により異臭が発生した麦についても規格外とする。

7 限界基準品

限界基準品は、次のものについて定める。

- (1) 第4の2の(3)の赤かび粒
- (2) 第4の3の(3)の黒かび粒
- (3) 第4の4の(1)の発芽粒
- (4) 第4の4の(2)のアの黄かび粒
- (5) 第4の4の(2)のイのやけ粒
- (6) 第4の4の(4)のア、イのたい色粒
- (7) 第4の4の(11)の芽くされ粒
- (8) 第4の4の(12)の剥皮粒
- (9) 第4の4の(13)のアの腹面裂皮粒
- (10) 第4の4の(13)のイの背面裂皮粒及び側面裂皮粒
- (11) 第4の4の(13)のウの基部裂皮粒
- (12) 第4の5の(1)のア、イの未熟粒

第5 豆類

1 豆類の被害粒等の取扱い

(1) 「豆類」とは、規格規程第1の7に定める大豆、同第1の8に定める小豆及び同第1の9に定めるいんげんをいう。

(2) 次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
子実	豆類の種子（粒）そのものをいう。
目（へソ）	種子とさやが連絡していた部分。
種皮	種子の外皮をいう。
子葉	子実の内側の内質をいう。
病害粒	菌等により種皮に斑紋又は斑点等のあるものをいう。
虫害粒	子実に虫による食害又は吸害のあるものをいう。
変質粒・むれ粒	種皮又は子葉が変質又は腐敗したものをいう。
破砕粒	子実が割れ、欠け又は砕けたものをいう。

皮切れ粒	生理的障害により種皮が切れた状態のもので、子葉の発達により種皮が子葉に密着したものをいう。
剥皮粒	種皮に亀裂が伴い種皮と子葉が密着していないもの又は剥がれたものをいう。
発芽粒	発芽又はその痕跡が認められるものをいう。
変色粒 (いんげん)	色むら等、固有の色沢を有しないものをいう。
しわ粒	子実の充実は正常であるが、しわのあるものをいう。
汚損粒	子実に汚れ（草汁等）のあるものをいう。
過熟粒(小豆)	生育過程における障害等により、品種固有の色が過度に濃いものをいう。
未熟粒	成熟していない粒をいう。
死豆	充実していない粉状質の粒をいう。

2 被害粒の基準

規格規程第1の7の定義の5、同第1の8の定義の5及び同第1の9の定義の5の「被害粒」の限界基準は、次による。

(1) 病害粒

ア 褐斑病粒

病斑が、大豆にあつては直径2mm（大粒大豆は直径3mm）以上のもの。

また、大豆以外の種類にあつては直径3mm以上のもの。

ただし、特定加工用大豆にあつては、病斑が粒全面の4分の1程度以上のもの。

限界基準品は、病斑の大きさの程度を示す。

イ 紫斑病粒

病斑が、大豆にあつては直径2mm（大粒大豆は直径3mm）以上のもの。

また、大豆以外の種類にあつては直径3mm以上のもの。

ただし、特定加工用大豆にあつては、被害粒として取り扱わない。

限界基準品は、病斑の大きさの程度を示す。

ウ 斑点粒

病斑が、大豆にあつては直径2mm（大粒大豆は直径3mm）以上のもの。

また、大豆以外の種類にあつては直径3mm以上のもの。

(2) 虫害粒

ア 食害粒

食害が子葉まで達していることが認められるもの。

限界基準品は、食害の程度を示す。

イ 吸害粒

吸汁による染み状が子葉まで達していることが認められるもの又は粒全面の染み状の大きさが、大豆にあっては直径2mm（大粒大豆は直径3mm）以上のもの。

また、大豆以外の種類にあっては直径3mm以上のもの。

限界基準品は、吸害の程度を示す。

(3) 変質粒

霜害等の程度が限界基準品以上のもの。

限界基準品は、霜害等の程度を示す。

(4) 破碎粒

破碎が認められるもの。

(5) 皮切れ粒

皮切れの現象（ハの字型、点型、多条線形型）を問わず、皮切れ部分を合わせた長さが一筋で胴回り2分の1程度以上のもので、かつ、大豆にあっては幅2mm（大粒大豆は幅3mm）以上のもの。

ただし、特定加工用大豆にあっては、被害粒として取り扱わないものとする。

限界基準品は、皮切れの大きさの程度を示す。

(6) 剥皮粒

剥皮が認められるもの。

ただし、特定加工用大豆にあっては、被害粒として取り扱わない。

(7) 発芽粒

発芽又はその痕跡が認められるもの。

ただし、大豆にあっては、被害粒として取り扱わない。

(8) 変色粒（いんげん）

ア 色流れ粒

色流れの程度が限界基準品以上のもの。

限界基準品は、色流れの程度を示す。

イ やけ粒

やけの程度が限界基準品以上のもの。

限界基準品は、色の程度を示す。

ウ 斑紋粒

斑紋の程度が限界基準品以上のもの。

限界基準品は、斑紋の程度を示す。

(9) しわ粒

しわの程度が限界基準品以上のもの。

ただし、特定加工用大豆にあっては、被害粒として取り扱わないものとする。

限界基準品は、しわの程度を示す。

(10) 汚損粒

指で拭って残る汚損部分（泥・草汁・複合等）が、粒全面の6分の1程度以上のもの。

限界基準品は、汚損の程度を示す。

(11) 過熟粒（小豆）

過熟の程度が限界基準品以上のもの。

限界基準品は、過熟の程度を示す。

3 未熟粒の基準

規格規程第1の7の定義の6、同第1の8の定義の6及び同第1の9の定義の6の「未熟粒」の限界基準は、次による。

(1) 色浅未熟粒

色浅の程度が限界基準品以上のもの。

ただし、品種固有のものを除く。

限界基準品は、色浅の程度を示す。

(2) 扁平未熟粒

扁平の程度が限界基準品以上のもの。

ただし、品種固有のものを除く。

限界基準品は、扁平の程度を示す。

(3) 奇形未熟粒

奇形の程度が限界基準品以上のもの。

限界基準品は、奇形の程度を示す。

(4) 小豆及びいんげんの一般未熟粒

未熟の程度が限界基準品以上のもの。

限界基準品は、成熟の程度を示す。

(5) ふるい分けによる未熟粒

ア 大豆

(ア) 大粒大豆にあっては直径7.3mmの丸目ふるいを通過するもの。

ただし、規格規程第1の7の定義の2の「粒度」が直径8.5mmと定められている大豆にあっては、直径7.9mmの丸目ふるいを通過するもの。

(イ) 中粒大豆にあっては直径6.7mmの丸目ふるいを通過するもの。

(ウ) 小粒大豆にあっては直径4.9mmの丸目ふるいを通過するもの。

(エ) 極小粒大豆にあつては直径4.2mmの丸目ふるいを通過するもの。

イ 小豆

(ア) 大納言小豆にあつては直径5.5mmの丸目ふるいを通過するもの。

(イ) 普通小豆にあつては直径4.2mmの丸目ふるいを通過するもの。

ウ いんげん

(ア) 白花豆にあつては直径11.5mmの丸目ふるいを通過するもの。

(イ) 大福及びとら豆にあつては直径8.5mmの丸目ふるいを通過するもの。

(ウ) 大正金時及び大正白金時にあつては直径7.9mmの丸目ふるいを通過するもの。

(エ) 中長うずら及び白金時にあつては直径7.3mmの丸目ふるいを通過するもの。

(オ) 大手亡にあつては直径6.1mmの丸目ふるいを通過するもの。

4 著しい被害粒等の基準

規格規程の第1の7の定義の7の「著しい被害粒等」の限界基準は、次による。

(1) 病害粒

ア 紫斑病粒及び褐斑病粒で、病斑が粒全面の2分の1程度以上のもの。

限界基準品は、紫斑病又は褐斑病の病斑の大きさの程度を示す。

イ 斑点粒で、斑点の大きさが粒全面の2分の1程度以上のもの。

(2) 虫害粒

ア 食害の部分が、粒全面の2分の1程度以上のもの。

限界基準品は、食害の程度を示す。

イ 吸害による染み状が、粒全面の2分の1程度以上のもの。

限界基準品は、吸害の程度を示す。

(3) 変質粒

霜害等の程度が限界基準品以上のもの。

限界基準品は、霜害等の程度を示す。

(4) 破砕粒

破砕による欠損部分が、粒全面の2分の1程度以上のもの。

(5) 剥皮粒

剥皮した部分が、粒全面の2分の1程度以上のもの。

(6) 発芽粒

発芽又はその痕跡が認められるもの。

(7) 未熟粒

ア 大粒大豆にあつては、直径6.1mmの丸目ふるいを通過するもの。

- イ 中粒大豆にあつては、直径5.5mmの丸目ふるいを通過するもの。
- ウ 小粒大豆にあつては、直径4.2mmの丸目ふるいを通過するもの。
- エ 極小粒大豆にあつては、直径3.6mmの丸目ふるいを通過するもの。

5 死豆の基準

規格規程第1の7の定義の10、同第1の8の定義の9及び同第1の9の定義の9中の「死豆」の限界基準は、次による。

- (1) 形状は粒形をしていても、指先等で押すと粉状になるもの。
- (2) 病害粒、吸害粒、霜害粒で外観上利用価値が全くないと認められるもの。
- (3) 粒が硬化し、吸水力が著しく劣るもの（石豆）。

6 限界基準品

限界基準品は、次のものについて定める。

- (1) 被害粒等に適用するもの。
 - ア 第5の2の(1)の病害粒
 - イ 第5の2の(2)の虫害粒
 - ウ 第5の2の(3)の変質粒（霜害等）
 - エ 第5の2の(5)の皮切れ粒
 - オ 第5の2の(7)の変色粒
 - カ 第5の2の(8)の汚損粒
 - キ 第5の2の(9)の過熟粒
 - ク 第5の2の(10)のしわ粒
 - ケ 第5の3の(1)の色浅未熟粒
 - コ 第5の3の(2)の偏平未熟粒
 - サ 第5の3の(3)の奇形未熟粒
 - シ 第5の3の(4)の小豆及びいんげんの一般未熟粒
- (2) 著しい被害粒等に適用するもの。
 - ア 第5の4の(1)の病害粒
 - イ 第5の4の(2)の虫害粒
 - ウ 第5の4の(3)の変質粒（霜害等）

第6 そば

1 被害粒等の取扱い

- (1) 「そば」とは、規格規程第1の11に定めるそばをいう。
- (2) 次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりと

する。

用語	定義
子実	そばの種子（粒）そのものをいう。
果皮	種子の外皮（殻）をいう。
種皮	果皮の内側の内皮をいう。
胚乳	種皮の内側の内質をいう。
病害粒	菌等により果皮又は種皮が損傷又は変色したものをいう。
虫害粒	子実に虫による食害があるものをいう。
変質粒	果皮又は種皮が変質又は腐敗したものをいう。
発芽粒	発芽又はその痕跡が認められるものをいう。
破砕粒	子実が割れ、欠け又は砕けたものをいう。
剥皮粒	果皮が剥がれた粒をいう。
未熟粒	成熟していない粒をいう。

2 被害粒の基準

規格規程第1の11の定義の6の「被害粒」の限界基準は、次による。

(1) 病害粒

病害が認められるもの。

(2) 虫害粒

虫害が認められるもの。

(3) 変質粒

変質していると認められるもの。

(4) 発芽粒

発芽又はその痕跡が認められるもの。

(5) 破砕粒

破砕していると認められるもの。

ただし、果皮が切れた粒（皮切れ粒）を除く。

(6) 剥皮粒

果皮から胚乳が完全に離脱しているもの。

3 未熟粒の基準

規格規程第1の11の定義の7の「未熟粒」の限界基準は、次による。

(1) 子実の形状による未熟粒

子実の形状が三角以外のもの。

ただし、充実している四角以上の粒を除く。

(2) 一般未熟粒

未熟の程度が限界基準品以上のもの。

限界基準品は、成熟の程度を示す。

4 限界基準品

限界基準品は、第6の3の(2)の一般未熟粒について定める。

IV 期間経過米検査の実施について

第1 趣旨

農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）第5条第2項に基づく品位等検査（法第34条第3項の規定により準用する政府の所有に係る米穀の品位等検査を含む。以下「期間経過米検査」という。）を実施する場合は、法（これに基づく命令を含む。）及び関係通知の定めるところによるほか、このマニュアルに定めるところによる。

第2 国内産米穀

1 売買取引業者等の請求に係る検査

（1）検査の請求

売買取引業者等は、登録検査機関が法第21条に規定する業務規程（以下同じ。）において定める様式による農産物検査の請求書（以下「検査請求書」という。）を登録検査機関に提出する。

（2）検査の準備

売買取引業者等は、検査請求対象米穀が包装されているもの（以下「包装もの」という。）については農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号。以下「規則」という。）別記様式第12号（以下「票せん」という。）を次のアからウまでに掲げるいずれかの方法により当該包装に付し、又は提出し、検査請求対象米穀が包装されていないものであってフレキシブルコンテナ（以下「フレコン」という。）詰めのもの（以下「フレコンもの」という。）については当該米穀について法第13条に基づき交付された直近の検査証明書の区分ごとに受検荷口を編成する。

ア 包装に票せんの貼り付けを行う場合は、包装の袋口又は側面に当該表示を印刷したものにより行う。

イ 包装に票せんを結び付け、又は縫い付ける場合は、包装の袋口の中央部に当該表示を印刷したものにより行う。

ウ 票せんを提出する場合は、登録検査機関に提出する。

（3）検査の実施

検査を実施する場所は、登録検査機関が業務規程において定める検査場所とし、検査の方法は、次により行う。

ア 量目の検査

（ア）包装ものに係る検査は、皆掛重量については各個に行い（キログラム単位とし、少数第2位を切り捨て、1位までとする。）、また、各個の正味

重量については、Iの国内産農産物の検査実施手順の手順3に基づき対象米穀の検査荷口の大きさに応じた抽出個数相当数についての平均風袋重量（グラム単位とし、小数第1位を切り捨てる。）を、各個の皆掛重量から差し引いた重量とする（キログラム単位とし、小数第2位を切り捨て、1位までとする。）。

（例）

	皆掛重量	平均風袋重量		正味重量
①	30.4kg	− 230 g	=	30.170kg ≒ 30.1
②	30.2kg	− 230 g	=	29.970kg ≒ 29.9

（イ）フレコンものに係る検査は、フレコンの風袋重量を差し引いて重量を求めることにより行う（キログラム単位とし、小数点第1位以下を切り捨てる。）。

イ 品位の検査

（ア）包装ものに係る検査は、各個に行う。

（イ）フレコンものに係る検査は、フレコンごと（検査証明書が発行されているものごと）に、標準抽出方法に基づき行う。

（4）検査証明

登録検査機関は、期間経過米検査が完了したときは、次により検査証明を行う。

ア 包装ものに係る検査の場合

（ア）（2）のア若しくはイにより各包装に付した票せん又は同ウにより売買取引業者等が提出した票せんに、（3）による検査の結果を記載する。

この場合、正味重量が「正味重量規格」の量目を上回る場合にあっては当該正味重量規格の量目を、また、下回る場合にあっては票せん中の「正味重量規格」の文字を「正味重量」に訂正（農産物検査員の認印を押印する。）し、当該重量を記載する。

（イ）（ア）の検査証明を行ったときは、当該検査請求の直前の検査証明（票せん）のうち、「量目」及び「等級」を規則別記様式第17号（消印）のロ号又はハ号により抹消する。

（ウ）売買取引業者等が提出した票せんに、（ア）の検査証明を行ったときは、当該票せんを包装の袋口又は側面に貼り付ける。

イ フレコンものに係る検査の場合

規則別記様式第3号の検査証明書に、（3）による検査の結果を記載する。

なお、この検査証明書は、この検査請求直前の検査証明書と一体にして当該フレコンに添付し、その場合、この検査請求直前の検査証明書中「等級」

及び「数量」は、消印のハ号により抹消する。

(5) 検査の結果報告等

登録検査機関は、期間経過米検査の結果を別紙様式第1号に記録するとともに、別紙様式第2号により検査請求者に通知する。

2 政府所有米穀に係る検査

(1) 検査の請求

地方農政局長は、管内に保管する政府所有米穀のうち、期間経過米検査を実施する必要があると認めたものについては、当該米穀が保管されている政府米の販売等業務を委託した受託事業者が保管する倉庫（以下「倉庫」という。）の検査の実施を登録検査機関に対し請求する。

(2) 検査の準備

地方農政局長は、次により（1）の政府所有米穀の検査を請求する。

ア 票せん付け又は票せん提出

地方農政局長は、（1）により期間経過米検査を実施する米穀が包装ものの場合については、1の（2）のア又はイと同様に、票せんを包装に付し、又は1の（2）のウに同様に票せんを登録検査機関に提出する。

この場合、地方農政局長は、票せん中「検査請求者」欄等を次により記載する。

(ア)「検査請求者」欄の氏名又は名称及び住所は、（1）の検査の請求に係る地方農政局長名及び地方農政局長の所在地を記載（ゴム印押印も可）する。

(イ)「代理人」欄の氏名又は名称及び住所は、抹消する。

イ 検査荷口の編成

地方農政局長は、（1）により期間経過米検査を請求した米穀がフレコンもの場合、当該米穀について法第13条に基づき交付された直近の検査証明書の区分ごとに検査荷口を編成する。

ウ 検査に必要な荷役

地方農政局長は、検査に必要な荷役の実施が見込まれる場合には、農林水産省政策統括官が別途定める通知等に基づき手続を行う。

エ 密封用粘着紙等の措置

地方農政局長は、検査用試料採取後紙袋の刺穴を密封するため及びフレコンを封印するため、次の粘着紙等を準備する。

(ア) 紙袋の刺穴密封用は、**④**ワッペンとする。

(イ) フレコン封印用は、Iの国内産農産物の検査実施手続の手順8に定めるところによる。

(3) 検査の実施

ア 登録検査機関は、原則として、検査請求のあった日から10日以内に検査を実施する。

イ 検査を実施する場所は、(1)の請求に係る米穀が保管されている倉庫(下屋を含む。)又は地方農政局長が別途指示する場所とする。

ウ 検査の方法は、1の(3)と同様とする。

(4) 検査証明

登録検査機関は、期間経過米検査が完了したときは、1の(4)と同様の方法で検査証明を行う。

なお、検査証明書の「検査請求者」欄の氏名又は名称及び住所は、(2)のアの(ア)と同様に記載する。

(5) 検査結果の報告等

登録検査機関は、期間経過米検査の結果を、別紙様式第1号に記録するとともに、別記様式第2号により地方農政局長に結果を通知する。

(別紙様式第1号)

国内産米穀の期間経過米検査結果記録表



(売買取引業者分 (政府所有分))

(単位：個数)

期間経過米検査対象米穀									検査結果等									
									検査結果							品位格付理由		
検査請求者名	検査年月日	年産	産地	品種	等級	包装	量目	数量	検査年月日	1等	うち 量目 欠減	2等	うち 量目 欠減	3等	うち 量目 欠減		規格外	うち 量目 欠減

- (注) 1 フレコンもの場合は、「包装」欄は「フレコン」と、「量目」欄は「-」と記入し、「数量」欄及び「検査結果」欄は、kgで記入する(上段にフレコン個数を()書きする)。
 2 「品位格付理由」欄は、「肌ずれ」等の具体的理由を記入する。

(別紙様式第2号)

検査請求者

〇〇〇〇 宛て

年月日

住所

氏名又は名称

代表者氏名

印

国内産米穀の期間経過米検査結果通知表

(売買取引業者分 (政府所有分))

(単位: 個数)

期間経過米検査対象米穀									検査結果等									
									検査結果								品位格付理由	
検査請求者名	検査年月日	年産	産地	品種	等級	包装	量目	数量	検査年月日	1等	うち量目欠減	2等	うち量目欠減	3等	うち量目欠減	規格外		うち量目欠減

(注) 1 フレコンもの場合は、「包装」欄は「フレコン」と、「量目」欄は「-」と記入し、「数量」欄及び「検査結果」欄は、kgで記入する(上段にフレコン個数を()書きする)。

2 「品位格付理由」欄は、別紙様式第1号の(注)書きに準じて記入する。

V 飼料用米の検査に係る留意事項について

第1 趣旨

飼料用米を生産し、水田活用の直接支払交付金（以下「交付金」という。）の交付を受ける者は、需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知。以下「推進要領」という。）別紙4の第5の新規需要米の取組計画書に基づき、飼料用米を生産することとされているが、他者から購入した米や自ら生産した他の用途の米から発生したふるい下米を飼料用米に混入すること等により、生産数量を嵩増しすること（以下「くず寄せ」という。）によって、不正に多く交付金を受領する可能性があることを踏まえ、登録検査機関がくず寄せ防止に取り組むために、その実施に当たっての留意事項を以下のとおり定める。

第2 情報提供を行う場合の判断基準

登録検査機関は、農産物検査を行う際に以下に掲げる状況がいずれか確認された場合、速やかに第3に基づき情報提供を行う。

- 1 検査請求書に添付することとされている品種関連情報から推定される受検品の単収が、検査の対象となる飼料用米が生産された地域の農林水産統計の水稻の作柄表示地帯別10a当たり予想収量と比較して、著しく高い場合。ただし、作柄表示地帯別10a当たり予想収量が公表されていない場合は、作柄表示地帯別10a当たり平年収量と比較するものとする。

また、多収品種にあつては、その品種の性能や地域の状況に鑑み判断することとする。

- 2 品位鑑定において、
 - ア 受検品に生産者の作付品種以外の品種が混入している場合
 - イ 推進要領別紙3の第4の1に基づく区管理方式により出荷された受検品が、地域における平均的な整粒割合と比較して著しく低い場合
 - ウ 受検品の種類がもみであるにもかかわらず、玄米の混入している割合が著しく高い場合
- 3 関係者から、生産者がくず寄せを行っている等の情報を把握した場合

第3 情報提供

- 1 第2により情報提供を行うべき受検品を確認した登録検査機関は、別紙様式により速やかに電子メール等にて登録検査機関が所在する都道府県を管轄する地方農政局生産部（北海道農政事務所生産経営産業部、内閣府沖縄総合事務局農林水

産部生産振興課を含む。以下「生産部局」という。)に情報提供する。

なお、その場合であっても、飼料用米の検査の合否の判断に直ちに影響は及ぼさないことから検査は実施して差し支えない。

- 2 情報提供を受けた生産部局は、必要に応じて、米穀の流通監視部局である地方農政局消費・安全部（北海道農政事務所消費・安全部、内閣府沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課を含む。）又は都道府県と情報を共有する。

飼料用米検査に係る情報提供について

令和 年 月 日

地方農政局長 殿
 (北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長)

名 称
 住 所
 代表者名

農産物検査に関する基本要領（平成21年5月21日付け21総食第213号総合食料局長通知）
 「別紙5 国内産農産物の検査実施マニュアル」のVに基づき、下記のとおり報告します。

記

1	検査年月日																		
2	検査請求者(生産者)																		
3	情報提供の内容等																		
	(1) 情報提供の内容																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>チェック欄 (○を記入)</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>検査請求時の確認</td> </tr> <tr> <td></td> <td>検査請求書に添付することとされている品種関連情報から推定される受検品の単収が、当該地域の農林水産統計の水稻の作柄表示地帯別10a 当たり予想収量と比較して、著しく高い</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>品位鑑定時の確認</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ア 受検品に生産者の作付品種以外の品種が混入している</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ 区分管理方式による出荷であるが受検品の整粒割合が著しく低い</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ウ 受検品がもみであるにもかかわらず、玄米の混入割合が著しく高い</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関係者からくず寄せを行っている等の情報を把握 (具体的な内容：)</td> </tr> </tbody> </table>	チェック欄 (○を記入)	内 容	①	検査請求時の確認		検査請求書に添付することとされている品種関連情報から推定される受検品の単収が、当該地域の農林水産統計の水稻の作柄表示地帯別10a 当たり予想収量と比較して、著しく高い	②	品位鑑定時の確認		ア 受検品に生産者の作付品種以外の品種が混入している		イ 区分管理方式による出荷であるが受検品の整粒割合が著しく低い		ウ 受検品がもみであるにもかかわらず、玄米の混入割合が著しく高い	③	その他		関係者からくず寄せを行っている等の情報を把握 (具体的な内容：)
チェック欄 (○を記入)	内 容																		
①	検査請求時の確認																		
	検査請求書に添付することとされている品種関連情報から推定される受検品の単収が、当該地域の農林水産統計の水稻の作柄表示地帯別10a 当たり予想収量と比較して、著しく高い																		
②	品位鑑定時の確認																		
	ア 受検品に生産者の作付品種以外の品種が混入している																		
	イ 区分管理方式による出荷であるが受検品の整粒割合が著しく低い																		
	ウ 受検品がもみであるにもかかわらず、玄米の混入割合が著しく高い																		
③	その他																		
	関係者からくず寄せを行っている等の情報を把握 (具体的な内容：)																		
	(2) 当該検査請求者（生産者）の検査情報（検査結果又は検査請求情報）																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>生産年度</th> <th>包装の種類</th> <th>量目</th> <th>数量</th> <th>検査等級</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飼料用米</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	生産年度	包装の種類	量目	数量	検査等級	備考	飼料用米										
種類	生産年度	包装の種類	量目	数量	検査等級	備考													
飼料用米																			
	(3) 当該検査請求者（生産者）の品種関連情報																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">品種名</th> <th rowspan="2">作付面積 (a)</th> <th colspan="3">出荷数量の内訳</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>検査機関</th> <th>左記以外</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	品種名	作付面積 (a)	出荷数量の内訳			備考	検査機関	左記以外	計								
種類	品種名				作付面積 (a)	出荷数量の内訳			備考										
		検査機関	左記以外	計															
4	情報提供者	農産物検査員 ○○○○																	
5	その他<特記事項>																		

(注) 1 検査年月日欄については、検査を実施していない場合は、検査請求書が提出された年月日又は検査請求年月日を記載する。
 2 情報提供者の欄について、情報提供に内容が3の(1)の③に該当する場合は、情報の提供を行った農産物検査員のほか、把握できる範囲で情報提供者の氏名、住所を記載する。